

第三次 戦略的地震防災対策推進プラン 事業別進捗状況一覧

◎完了・定着化 ○実施 △検討 ×未着手

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
<b>1 地震等に強い京都のまちづくりを進める</b>									
<b>1-1 地域と連携したまちづくりを進める</b>									
<b>1-1-1 危険地域の指定等を進める</b>									
1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す ・調査済み箇所の指定完了 ・追加・再調査箇所の指定推進	●建設交通部	・指定箇所数 R2年度 28箇所 ・累計指定数 16,795箇所(最終見込み約18,000箇所)	○					
2	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する	●農林水産部	・平成27～令和元年度 第1次～第8次指定を実施 計22箇所 ・令和2年度 第9,10次指定を実施 計27箇所	◎					
<b>1-1-2 ハザード情報の一元化を進める</b>									
3	○災害危険(マルチハザード)情報の整備・公表を行う ・災害危険(マルチハザード)情報を随時更新する	●危機管理部、政策企画部	マルチハザード情報提供システムをH28.4から公開し、最新データに順次更新	◎					
<b>1-1-3 地域で連携してハザード情報を共有し、防災対策に取り組む</b>									
4	○市町村単位で国、府、市町村、地域住民で組織する特定地域防災協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う ・設置を求める市町村で協議会を設置する ・災害危険(マルチハザード)情報を周知する ・協議会で事業計画を作成する	市町村、●危機管理部	・府条例に基づく特定地域防災協議会を4市町村で設置、開催。事業計画を検討中(H29)、事業計画を策定(H30) ・マルチハザード情報提供システムを活用し、タイムライン作成支援ワークショップを実施(R2)	◎					
5	○市町村ごと又は地域ごとに自主的に防災活動について協議する連携組織を設置するよう支援する	●市町村、地域	・府ホームページにおいて周知を実施 ・自治会ごとの自主防災組織のほか、複数自治会・自主防災組織による連合組織、地域協議会を設置 ・市全体の自主防災組織等ネットワーク会議、自主防災推進協議会等を設置 ・地域防災の連携に関する検討委員会を設置	○					
<b>1-1-4 火災発生防止対策を進める</b>									
6	○住宅用火災警報器、住宅用火災消火器、防災カーテン等の普及・啓発を図る	●市町村、消防組合	住宅用火災警報器等について、ホームページなどの他、火災予防運動などにも関連付けて、消防本部とともに普及・啓発を実施。	○					
7	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計89基整備(H28～32年度)	●危機管理部、市町村、消防組合	第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき順次整備 耐震性貯水槽 R2 23基整備(計 92基整備)	◎					
8	○感震ブレーカーの設置、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について啓発を図る	●危機管理部	・電気関係団体と連携して、感震ブレーカーや漏電遮断機の啓発を実施 ・損害保険会社との包括連携協定に基づき、感震ブレーカーの啓発について協議を実施	○					
<b>1-2 重要建造物の耐震化を進める</b>									
<b>1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める</b>									
9	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村	平成21年度より毎年度実施、各部局に照会しとりまとめた集計表を京都府のホームページ上で公表している。平成25年度より危機管理web上にリンクを貼り、アクセスしやすく改善している。	◎					
10	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める ＜防災拠点全体で耐震化率100%を目指す＞	●危機管理部、総務部、施設所管部局	R2年度 耐震化率 93.1%	○					
11	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める ＜防災拠点全体で耐震化率100%を目指す＞	●危機管理部、市町村、消防組合	R2年度 耐震化率 94.1%	○					
12	○警察本部、警察署の耐震化を図る ＜令和6年度までに90%を目指す＞	●警察	【耐震化状況】 令和2年度 77.7%(21/27) ・耐震改修による警察署等の耐震化は平成27年度で終了。以後は建て替えによる耐震化を推進。 ・令和2年度警察本部新庁舎運用開始に伴い、警察本部旧本館等の運用を廃止したほか、宇治警察署新築工事基本・実施設計を進めているところ。	○					
<b>1-2-2 学校施設の耐震化を進める</b>									
13	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁	毎年4月1日現在の耐震改修状況を公表	◎					
14	○公立小・中学校の耐震化を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	市町村、●教育庁	非木造の耐震化 99.9%(令和2年4月1日現在)	○					
15	○公立高校の耐震化を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	●市町村、●教育庁	非木造の耐震化 府立高校 100% 市立高校 98.5%(令和2年4月1日現在)	○					
16	○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ＜できるだけ早期に耐震化率100%を目指す＞ ＜令和6年度までに耐震診断率概ね100%を目指す＞ ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進	●文化スポーツ部、私学	・耐震化率 91.0%(令和2年4月1日現在) ・耐震診断率 85.0%(令和2年4月1日現在) ・私立学校施設緊急耐震化支援事業 R2実績見込 16,635千円(中高2校2棟、幼稚園1園1棟)	○					
17	○府立の大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進	●府公立大学法人(文化スポーツ部)、●危機管理部	府立の2大学ともに、耐震改修を含めた施設整備構想を策定	△					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
18	○国公立・私立大学の耐震化を進める ・大学の耐震化実態調査を実施する ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発	●各大学等、●文化スポーツ部、●危機管理部	・大学耐震化率 95.5%(R2) ※府独自調査において、回答のあった大学における数値	○					
19	○公立幼稚園の耐震化を進める <耐震化率100%を目指す>	●教育庁、市町村	非木造の耐震化 91.6%(令和2年4月1日現在)	○					
20	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する <公立小・中学校のつり天井対策の完了を目指す> ・長寿命化計画の推進にあわせ非構造部材の耐震化を進める ・公立学校のブロック塀対策を進める ※公立幼稚園・高等学校については完了	●教育庁、市町村	○吊り天井対策が必要な棟数 小・中:4棟 ※幼、高、特支は0棟 ○吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策 幼:58.3% 小・中:59.5% 市立高:14.1% 市立特支:36.4% ○府立学校については長寿命化改修の中で天井下地等の非構造部材の耐震化を順次実施 ○公立小中学校のブロック塀等の安全対策(外観に基づく点検、又はブロック内部の点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校数) 178校 ○府立学校の道路に面したブロック塀改修は完了 他の箇所についても順次改修 令和2年度ブロック塀改修 2校(18,456千円)	○					

1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める

21	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進	●健康福祉部、施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)	2病院の耐震が完了。 ・京都府内の耐震化率 R2:65.6%、R1:64.5% (全国平均R1:76.0%)	○					
22	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <社会福祉施設の耐震化率95.2%を目指す> ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●危機管理部、施設管理者(市町村、各法人等)	・府・市町村立の社会福祉施設の耐震化率 R2:(確認中)% ・施設の耐震化促進状況(確認中) ・研修・法人指導監督等での指導状況(確認中)	○					

1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める

23	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しをする <令和2年度に府計画の中間見直しを実施する> ・市町村に計画の見直しを働きかける	●建設交通部、市町村	平成28年3月に京都府建築物耐震改修促進計画を策定、平成29年2月に一部改定、令和3年3月に一部改定。改訂時期を迎えている市町村に適宜改定の働きかけ。	◎					
24	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・建物所有者への指導監督を実施する ・大規模建築物の耐震化を進める <令和6年度までに大規模建築物の耐震化率を90%に近づける> ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化に係る啓発を実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、耐震改修促進法に基づき指導助言を行う ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、危機管理部、市町村、施設所有者	・耐促法に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告のあった耐震診断結果を公表 対象184棟(うち耐震性なし55棟) 府内全域 ・大規模建築物の耐震化率 81% ・耐震改修等の助成 R2<耐震設計1棟>	○					
25	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設:丹後文化会館)	●文化スポーツ部	・府民利用施設あり方検証結果において、「設置目的や必要性、今後の費用負担、施設移譲も含めて地元市町と検証を進めること」とされたことから、耐震改修を含め、施設のあり方について、地元市である京丹後市と継続的に協議を実施	△					
26	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <耐震化率100%を目指す>	●危機管理部、市町村	・市町村立の公共施設(文化会館・公民館)の耐震化率 R2 74.9% ・市町村立の公共施設(体育館)の耐震化率 R2 93.8%	○					
27	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める	●建設交通部、施設所有者	府有施設 R:天井の耐震改修1棟 R2:天井の調査1棟	○					
28	○閉じ込め・挟まれ防止の安全装置等エレベーターの安全に係る技術基準について指導・啓発する ・業界団体及びエレベーター所有者・管理者等に対する労働局と連携した指導・啓発の実施	●建設交通部	例年、建築物防災週間の現地査察において普及啓発を行っているが令和2年度はCOVID-19の影響で中止。安全対策が必要なエレベーターに対しては、労働基準局と連携し指導を実施。 <R2年度> ・エレベーター安全装置設置啓発リーフレット、違法設置エレベーター対策リーフレットの配布	○					

1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める

29	○危険物等を取扱う施設の安全対策を進める ・高圧ガス施設等の立ち入り検査等により、保安指導を行う ・一定以上の規模の高圧ガス施設を設置又は変更する場合に、必要に応じて耐震性能を担保するよう求める ・大規模な地震に係る危害予防について、高圧ガス事業者に規程の策定を求める ・業界等を通じ研修会等を実施する	●危機管理部	・国から通知等を各消防本部に周知徹底。事故等発生時には、京都府独自に立入強化等の対策を通知。 ・高圧ガスに係る危害予防規程において、大規模地震における事項を盛り込むよう指導を実施。 115/123事業者で策定済み(R2) ・危険物取扱者安全講習会を実施((一財)京都府危険物安全協会連合会に委託)。(R2 37回 2,024名受講)	○					
----	---	--------	---	---	--	--	--	--	--

1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
30	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等と連携した耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度:設備資金等への融資 ※優遇税制:耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却	●建設交通部、建物所有者、危機管理部、市町村	・例年、京都商工会議所や京都府建設業協会の事業説明会において、事業化の推進を要請しているが、令和2年度はCOVID-19の影響で中止。	△					
31	○市町村が補助制度を創設し、府が支援することにより、中規模ホテル・旅館の耐震化を進める	●商工労働観光部、危機管理部、市町村	制度の周知を実施 令和2年度 申請実績なし	○					

1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

32	○公共施設等総合管理計画を策定する ＜令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する＞	●総務部、教育庁	令和2年度に全16類型の個別施設計画が策定完了	◎					
----	--	----------	-------------------------	---	--	--	--	--	--

1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める

1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める

33	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ＜緊急輸送道路ネットワーク計画を更新する＞ ＜緊急輸送道路改良率90%を目指す＞	●建設交通部	・緊急輸送道路ネットワーク計画の更新については、関係機関等との調整中 ・令和2年度末 改良率89%(全657km中585.9km)	○					
34	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める ・被災後も速やかな通行が可能な耐震対策を進める ＜令和6年度までに19/27橋の完了を目指す＞	●建設交通部	・令和2年度 27橋のうち、4橋にて事業着手済み	○					
35	○国管理の緊急輸送道路に架かる橋梁について、被災後も速やかな通行を確保できるよう、耐震化対策を進める	●近畿地方整備局	次段階の補強改修に向けた耐震補強改修を継続して実施しているところ。	◎					
36	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ＜五箇年で緊急輸送道路の法面総点検要対策箇所15箇所の工事完了を目指す(令和6年度までに135/152箇所)＞	●建設交通部	R2年度:2箇所工事完了 (122/152箇所)	○					
37	○京都縦貫自動車道の4車線化を進める ＜園部IC～丹波IC間 4車線化事業着手＞	●建設交通部	令和元年9月に国土交通省により策定された、「高速道路における安全・安心基本計画」にて、園部IC～丹波IC間が4車線化の優先整備区間に選定された。京都府として、継続的に必要性をアピールし、事業着手を要望しているところ。	△					
38	○新名神高速道路を全線開通する ＜令和5年度までに全線開通＞	●建設交通部	令和5年度までの全線開通に向けて、継続して事業を実施しているところ。	○					
39	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する ・建物所有者への指導監督を実施する ・耐震診断結果を公表する ・京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の活用を促進する	●建設交通部、市町村	・必要な対象道路の選定を完了(H27) ・平成29年2月、京都府建築物耐震改修促進計画の一部改定により対象道路を指定(H28) ・対象建築物の所有者に対して事業説明を実施中 ・H29:耐震診断2棟実施 ・H30:耐震診断2棟、建替1棟実施 ・R元:耐震診断1棟 ・R2:耐震診断5棟	○					
40	○緊急交通路指定予定路線等における信号機電源付加装置の整備を進める ＜令和6年度までに250箇所整備＞	●警察	令和2年度 ・信号機電源付加装置整備 64箇所	○					
41	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ＜五箇年で孤立集落を発生させるおそれのある法面総点検要対策箇所5箇所の工事完了を目指す＞ ＜令和2年度までに集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋6橋について耐震対策の完了を目指す＞	●建設交通部	＜法面対策箇所＞ ・R2年度:2箇所工事完了 ＜道路橋＞ ・令和2年度 6橋のうち、4橋にて事業完了。残る2橋について、事業着手済み	○					
42	○市町村管理の道路の改良整備を進める	●市町村	・改良整備推進 ・市町村道の現況 令和元年度 道路総延長9538.9km「道路統計年報2020」(改良済5303.5km改良率55.6%)	○					
43	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する	●近畿地方整備局	次段階の補強改修に向けた調査(河川、道路)を継続して実施しているところ。	◎					
44	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ＜城陽排水機場の工事に着手＞ ※天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部は完了 ※天神川 JR交差部は終了	●建設交通部	・城陽排水機場 概略検討を実施(予算協議中) ・新川・西羽東師排水機場の耐震診断完了	○					
45	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	●市町村	・改良整備促進	○					
46	○港湾施設の整備を進める ・耐震強化岸壁及び緊急輸送道路の、維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・国際物流ターミナルの整備(京都舞鶴港舞鶴国際ふ頭) ・国際フェリーターミナルの整備(京都舞鶴港前島ふ頭)	●建設交通部	・緊急輸送道路である臨港道路橋梁架替え完了 ・国際物流ターミナルについて整備中(H29一部供用開始)、未舗装地の舗装工事完了(R3.3.1供用開始) ・国際フェリーターミナルについて、新規施策として耐震強化岸壁の長寿命化を国に対して要望中	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
47	○京都舞鶴港湾BCPに基づく被災地支援を考慮した港湾施設整備及び訓練を行う ・大規模災害時に情報共有や緊急物資輸送等効率的な災害対応を行い、港湾機能の継続及び早期復旧ができるよう、港湾関係者が連携する体制の強化を行う	●建設交通部 ●近畿地方整備局舞鶴港湾事務所	・令和元年度 京都舞鶴港湾BCP行動指針策定 ・令和2年度大阪湾諸港、北陸地整とBCPに係る広域連携について協議	○					
48	○京都舞鶴港の港湾エリアで自立的エネルギー利用を実現する ＜自立分散型リソース、エネルギーマネジメントシステムの導入＞	●府民環境部	・平成30年度、国際ふ頭に太陽光発電設備及び蓄電池等を導入し、停電時の電力供給体制を構築。 ・また、令和2年度に京都舞鶴港の前島ふ頭において、再エネ導入及び利活用を通じたふ頭の魅力・機能向上を目的に基本計画を策定。令和3年度はハード整備に向け、エネルギーマネジメントの仕組み等を検討し、事業実施計画を策定予定。	○					
49	○漁港施設の耐震対策を進める ＜舞鶴漁港におけるBCPを策定する＞ ・機能診断結果に基づき、関係者との協議を踏まえて、防災減災対策を進める	●農林水産部	・舞鶴漁港BCPの策定に向けて舞鶴市、漁協他と舞鶴漁港BCP協議会を設立	○					
50	○鉄道駅の耐震化を進める ＜高架橋の耐震化を進める＞	●建設交通部、鉄道事業者	補助事業を通じ、交通事業者による高架橋等の耐震化事業の状況を把握 耐震化の状況＜R2年度末＞ （特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令で耐震補強が求められている施設） 駅舎 59駅中59駅（整備済） 高架橋柱 567本中302本 ＊JR除く（JRは整備済）	○					

1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める

51	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域(約10,200箇所)の内、要対策箇所(2,258箇所)の対策工事を進める ＜令和6年度までに工事完了 20箇所＞	●建設交通部	・R2年度 2箇所完了	○					
52	○ため池の防災対策を進める ＜令和5年度までに改修すべき全てのため池(70池)の整備に着手する＞ ・ため池管理法及び平成25～27年度の一斉点検結果に基づき、ため池の整備を進める ・農業用水として未利用のため池については、廃止又は適切な管理者に移管する	●農林水産部、市町村	・ため池整備実施 R2 13地区 ・ため池廃止工事実施 R2 2地区	○					
53	○山地災害危険地区(5,072地区)の内、危険度の高い400地区の整備を進める ＜令和6年度までに100地区の整備を行う＞	●農林水産部	・山地災害危険地区の危険度の高い地区において治山事業を着手 R2 4地区	○					
54	○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を進める ・盛土の造成年代を記載した台帳を整備する＜令和6年度までに734件＞ ・台帳を二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する	●建設交通部	盛土の造成年代を記載した台帳を827箇所整備済(R2年1月末現在)	◎					

1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める

55	○府営水道施設の耐震化を進める ＜令和4年度までに宇治系送水管路の耐震化対策の完了(基幹管路耐震適合率54.3%)＞ ・送水管路の耐震化の実施	●府民環境部	宇治系送水管路の耐震化に取り組み、工事継続中(令和2年度末 送水管路耐震化率47.2%)	○					
56	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化を進める ＜全市町村で上水施設(基幹管路・水道施設)の耐震化計画を策定＞ ・基幹管路、浄水施設、配水池の耐震化の推進	●府民環境部、市町村	・上水道施設の耐震化を完了又は耐震化計画を策定している市町村 基幹管路:14(R1)、水道施設:16(R1) ・基幹管路耐震適合率:38.1%(R1) ・浄水施設耐震化率:50.6%(R1) ・配水池耐震化率:46.2%(R1)	○					
57	○流域下水道施設についての耐震化を進める ＜令和6年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率65%を目指す＞ ・4つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠の耐震化	●建設交通部	下水道管渠地震対策実施率61.9%(令和2年度末) R2年度 ・宮津湾流域下水道 幹線管渠二条化	○					
58	○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進	●建設交通部、市町村	・下水道管渠地震対策実施率33.0%(令和2年度末見込み)	○					
59	○工業用水道施設の耐震化を進める ＜令和6年度までに長田野工業団地内の配水管路の耐震化率10%＞	●府民環境部	R2調査・設計 R3から工事着手	○					
60	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める ＜耐震化率 100%＞	●府民環境部、市町村等	循環型社会形成推進交付金等の活用により、耐震化施設の整備。 ・耐震化率 R2 95.6%	○					
61	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保(継続) ・電力保安用通信ルートの2ルート化(継続) ・感震ブレーカーの普及促進	●関西電力	・電気設備技術基準や電気技術指針に基づき、電力施設の設計を行い耐震性の確保を行っている。 ・電力保安用通信ルートの2ルート化を維持継続している。 ・自治体の防災訓練で感震ブレーカーの普及促進を実施	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
62	○停電状況を早期に把握し、復旧作業を迅速に行う ・被害調査班の増強 ・ドローン等新技術の活用 ・他電力会社や協力会社による応援強化による復旧工事の体制強化	●関西電力	・被害調査班の増強：2019年3月より、社内・協力会社併せて増強を実施 ・ドローン等新技術の活用：2019年3月より、ドローン等新技術を活用 ・他電力会社や協力会社による応援強化による復旧工事の体制強化：2019年6月より、社内外の応援体制を整備し、体制強化を実施。	◎					
63	○停電情報を顧客に提供するなど顧客対応を強化する ・プッシュ型の無料アプリ「関西停電情報」やAIを活用した停電情報自動応答システムを運用 ・復旧進捗状況をホームページで公開	●関西電力	・プッシュ型の無料アプリ「関西停電情報」 2019年7月より運用開始 ・AIを活用した停電情報自動応答システムを運用 2019年8月より運用開始 ・復旧進捗状況をホームページで公開 2019年8月より運用開始	◎					
64	○停電に備えて関係機関の連携体制を充実する ・関係機関の緊急連絡先(ホットライン)を定期的に更新	●関西電力	京都府と連携し、京都BCPライブライン連絡会取り纏め集の連絡先一覧表の更新を実施	◎					
65	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進(100%設置→継続) ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持(設置完了済) ・供給エリアのブロック化及びガバナ―遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持(構築完了済) ・耐震性の高いガス導管に更新	●大阪ガス	・耐震性の高いガス導管に順次更新 ・PE管を含めた耐震性の高いガス管を敷設 ・家庭用マイコンメーターの100%設置継続 ・地震計定期点検(1回/3年)の実施・機能維持 ・新設ガバナへの感震遮断装置の設置・機能維持	◎					
66	○電力・通信施設の地震防災対策を進める ・京都府無電柱化推進計画に則り、府管理道路における無電柱化の実施<5箇年で10kmの無電柱化に着手>	●建設交通部	R2年度:1.7kmの無電柱化に着手	○					
67	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率100%維持)※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改(継続)	●NTT西日本	・無電柱化計画に則った電線類地中化実施 R2年度末までの完了⇒89.3km(現在工事中⇒18.9km) ・京都府内耐震化補強完了(H28.6) ・中継交換機更改完了(H27.12.3)	○					
68	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化	●NTTドコモ	通信施設及び基地局の耐震化	◎					
69	○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計及び耐震工事の実施	●KDDI	通信局舎設備/無線基地局の耐震設計及び耐震工事の実施を、R2年度も計画通り遂行中。	◎					
70	○通信施設等の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化	●ソフトバンク	新規施設建設時には耐震基準を満たした施設を建設している。(継続対応)	◎					

1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める

71	○密集市街地対策を進める ＜令和2年度までに密集市街地の解消を目指す＞ ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施	建設交通部、●市町村	「地震時等に著しく危険な密集市街地」の指定を受けた13地区中7地区で解消(京都市・向日市)、6地区(京都市)で事業実施中	○					
72	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地8.9ha(H28～H32) ・避難路3.51km(H28～H32)	●市町村	第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき順次整備 実績 避難地 8.9ha(R2) 避難路 3.51km(R2)	◎					
73	○ハザードエリアへの無秩序な市街化を防止するよう、都市計画マスタープランの改定時において適切に助言する	●建設交通部、市町村	令和2年度 ・木津川市及び宇治田原町都市計画マスタープラン改定時において助言済 ・都市再生特別措置法が改正され、都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画において、防災指針の策定が位置づけられたため、適切に助言を行い、今年度、策定の八幡市、綾部市、改定の南丹市において、国の指針が示され次第、速やかに策定する旨を記載している。	◎					
74	○民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制の強化を図る	●建設交通部、●近畿地方整備局、市町村、警察本部	災害時の協定を締結した民間団体と情報伝達訓練を実施し、連絡体制の強化を図った。	○					
75	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の安全対策についての啓発・助成制度の実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進	●建設交通部、●市町村、危機管理部、施設所有者	令和2年度 ・ブロック塀に係る建築基準法上の取扱いに係る相談窓口を設置し、安全点検の重要性について府民たよりや府HPにて啓発	○					
76	○落下対象物(外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等)の地震に対する安全性を確保する ＜全市町村で屋外広告物の許可更新時の安全点検報告書の提出を義務づける＞ ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	●危機管理部、●建設交通部、市町村、施設所有者	令和2年度 ・屋外広告物の安全点検報告に関する実施状況を各市町村へ照会した上で、取りまとめを実施。21/25市町村で提出を義務付け。	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る 例)ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等 ・地図アプリ等による周知	市町村、●危機管理部	・全市町村で指定緊急避難場所を指定(H30) ・指定避難所・指定緊急避難場所について、各市町村でホームページ・防災マップに掲載。京都府としてマルチハザード情報提供システムに掲載。	○					
78	○避難場所として都市公園等の公共空地の整備を進める <公園整備完了 10公園> ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用	危機管理部、●建設交通部、市町村	令和2年度 ・10公園を整備中	○					
79	○原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高める ・避難道路や避難退域時検査等に必要資機材を整備する ・国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する	●危機管理部	令和2年度 ・広域避難計画「高浜・大飯地域の緊急時対応」の改定(7/30)	○					
80	○停電発生時に、行政機関が保有する可搬型自家発電機を重要施設に貸与する体制を整備する ・停電発生時は、重要施設リストに基づき電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電機の貸与の順に検討する体制を構築する	●危機管理部	・京都BCPライフライン連絡会取りまとめ集に、行政機関が保有する可搬型自家発電機を重要施設へ貸与する手順を記載。 ・また、重要施設リストに基づき電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電機の貸与の順に手順を記載。 ・重要施設リストを随時更新	◎					

1-3-5 津波に強い施設整備を進める

81	○津波に強い施設整備を進める ・海岸保全施設等の対策工事を実施	●建設交通部、農林水産部	・海岸保全施設の点検診断を実施 ※対策工事が必要な箇所なし	◎					
82	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象地域を設定し、津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	●市町村、●危機管理部	・1市で津波浸水想定に基づき避難対象地域を設定済み ・防災訓練等の中で自主防災組織・消防団や住民により避難路の点検を実施	○					

1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

83	○公共施設等総合管理計画を策定する <令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する>	●総務部、教育庁	令和2年度に全16類型の個別施設計画が策定完了	◎					
----	--	----------	-------------------------	---	--	--	--	--	--

2 地震等に強い京都の人づくりを進める

2-1 家庭で取り組む(自助)

2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める

84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例)・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る ・南海トラフ地震臨時情報について知る	●危機管理部、府民、家庭	・府民だより9月号で地震への備えについて啓発を実施。 ・府ウェブサイト南海トラフ臨時情報に関するページに掲載	○					
85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●危機管理部	R2 備蓄・減災化についてアンケート調査を実施	◎					

2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する

86	○家庭における防災対策を進める 例)・住宅の耐震化、家具固定の実施 ・感震ブレーカーの設置、自宅から避難する際はブレーカーを落とすこと ・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●危機管理部、●市町村、府民、家庭	・府民だより9月号特集で啓発を実施 ・賞味期限が切れる備蓄物資を有効活用し、家庭での備蓄を啓発	○					
----	--	-------------------	--	---	--	--	--	--	--

2-2 地域で取り組む(互助・共助)

2-2-1 地域の「つながり」を高める

87	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる ・防災の声掛け、相互支援ができる関係づくり	●危機管理部、政策企画部、●市町村、地域	・地域交響プロジェクトにより、地域活動の持続化・自律化を支援 ※R2はCOVID-19により中止 ・避難行動タイムライン作成ワークショップの開催により、地域の共助体制の構築を図る	○					
88	○地域活動や行事と防災訓練等の防災活動を合同実施する	●危機管理部、地域	すべての市町村において、自主防災組織搭の地域の団体が参加する防災訓練を継続的に実施	◎					
89	○防災資機材の整備を進める	●危機管理部、地域	コミュニティ助成事業等を活用し、市町村と連携して地域防災への支援を継続実施 R2 5団体助成決定 3,400千円	○					
90	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(令和2年度)> 例)・パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施 ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催 ・防災訓練の実施 ・防災資機材の整備の支援 ・優良団体の表彰及び優良事例の府HPによる紹介 ・優良な取組事例集の作成 ・家具転倒防止対策の支援	●危機管理部、●市町村	・自主防災組織率 90.6%(R1) ・自主防災組織の結成や活動内容について説明した自主防災組織ハンドブックを作成(H27)し、希望する自主防災組織や市町村に配布。(H28~) ・自主防災リーダー等を対象とした研修、講演会等の実施(職員派遣) ・自主防災組織、市町村職員等を対象とした京都府防災講演会を開催(R2:1回) ・避難行動タイムライン作成ワークショップを開催(R2:1地域)	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
91	○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する	●市町村、●危機管理部、地域	自主防災組織の結成や活動内容について説明した自主防災組織ハンドブックを作成(H27)し、希望する自主防災組織や市町村に配布。(H28～)	○					

2-2-2 地域の防災意識を高める

92	○地区防災計画を作成する ・地域ごとに意見交換しながら防災活動についての計画を作成するよう支援する ・地域住民が作成した計画を市町村地域防災計画に掲載するよう努める	●市町村、地域	令和2年度 ・4市町村で地区防災計画を作成(地域防災計画には未掲載) ・1市で地域防災計画に地区防災計画を掲載 ・2市町で地区防災計画の作成を検討	○					
93	○地域でマイ防災マップを作成する(全市町村) ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等しながら地域の危険箇所を確認する	●市町村、地域、●危機管理部	・マイ防災マップ:福知山市、亀岡市、長岡京市、京田辺市、井手町の地域で作成	○					
94	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する ・府総合防災訓練への住民等の参画の継続 ・各種防災対策に関する周知拡大	●危機管理部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織	・すべての市町村において、自主防災組織等の地域の団体が参加する防災訓練を継続的に実施。	◎					
95	○地域での防災教育を継続して実施する	●危機管理部、市町村、●日赤	・京都府職員出前語らい等を通じ、地域団体等に対し啓発活動の実施。R2:4回 【日赤】赤十字防災セミナーの開催(令和2年度開催数:4回)	◎					
96	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●危機管理部、市町村、●日赤	・各消防本部において講習を実施。 ・講習において使用する救急教育訓練資器材の各消防本部への無償貸与を継続(AEDトレーナー、心肺蘇生訓練人形) 【日赤】 ・新型コロナウイルス感染症に対応した救急法等講習を、府内各地で開催。(令和2年度開催数:111回) ・各赤十字病院へ講習で使用する資器材を整備。	◎					

2-2-3 減災に向けて地域で行動する

97	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足 ・女性団員増	●危機管理部、市町村	・消防団員数 17,217人(令和2年4月1日現在) 消防団員充足率 89.3%(条例定数19,286人)(R2) ・広報媒体(府民だより)やポスターによる啓発等の実施 ・女性団員は29名増加:746人(R1)→775人(R2)	○					
98	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・消防団員OBの活用を図る ・消防団応援の店登録店舗数の増加<令和6年度までの増加数 計500店舗>	●危機管理部、市町村	・ふるさとレスキュー隊 府内22地域 ・消防学校にて専科教育及び幹部教育を実施。 ・消防団員OB制度について登録を拡充 ・消防団応援の店登録店舗数:R2 266店舗(R3.3現在)	○					
99	○活動拠点や資器材の改善・充実等により活動環境を整備する ・「わがまちの消防団強化交付金」により活動を支援する	●危機管理部、市町村	消防団向け補助「わがまちの消防団強化交付金」R2年度交付決定額 84,678千円(見込)	○					
100	○全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定により地域の共助体制を強化する	●危機管理部	・タイムライン作成支援ワークショップを実施	○					
101	○避難時の声掛け体制を構築する ・避難時の声掛け人材の育成を進める<令和4年度までに500人育成>	●危機管理部	・災害時避難行動円滑化事業:R2 120人育成、計494人	○					

2-3 学校で取り組む(共助)

2-3-1 学校での防災教育を充実する

102	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する (例)府内の学校が実践している防災教育に係る好事例の紹介、DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村	・学校安全計画策定状況 H27～ 小・中・高校・特支100% ・学校安全計画検証状況 H30～ 小・中・高校・特支100% ・原子力災害を想定した危機管理マニュアル策定状況(UZ圏内全62校) H27～ 小・中・高校・特支100% ・防災訓練(避難所含む)実施状況 H30～ 小・中100%、高校・特支98.7% ・保健体育課HPに防災教育に係る情報を掲載	○					
103	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・市町村や地域(消防署・消防団・自治会等)、専門家等と連携した防災教育を広げる (例)市町村や自治会等と連携した避難訓練への参画、防災マップづくり、起震車乗車体験、防災ワークショップの実施等	●教育庁、学校、市町村、京都大学防災研	・防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業 府立高校生を対象に災害ボランティア体験学習活動を開催(H28:学校防災アドバイザーと連携、H29:京都府社会福祉協議会と連携) 府立特別支援学校教職員を対象に防災教育研修会を開催(H28:学校防災アドバイザーと連携、H29-R2:学識のある専門家と連携、H30:社会福祉法人と連携)	○					
104	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色ある教育として防災教育を行う学校へ補助を行う	●文化スポーツ部	・特色教育推進補助事業 R2実績 35校 17,072千円	◎					

2-3-2 学校の危機管理体制を強化する

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
105	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・京都地方気象台等の専門機関と連携して、防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、危機管理部、市町村、文化スポーツ部	・学校安全教室指導者講習会(災害安全)を開催(R2:新型コロナウイルス感染症防止対策のため開催を中止とし、文科省作成の「教職員のための学校安全eラーニング」を活用するよう通知)し、校内研修の充実に向けた指導者の資質向上を図った。 ・初任者・新規採用者全員を対象に、防災教育を含めた学校安全研修を実施(R2:新型コロナウイルス感染症防止対策のため同研修内容を動画配信) ・保健体育課HP内に教職員研修に係わる情報を掲載	○					
106	○学校の危機管理体制を強化する ・全校で毎年、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の確認・改善を実施	●教育庁、学校、市町村、文化スポーツ部	・危険等発生時対処要領策定状況 H29～ 小・中・高校・特支100% ・危険等発生時対処要領検証状況 H30～ 小・中・高校・特支100% ・防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業 府立特別支援学校における防災教育研修会を実施し、災害時における危機管理や防災教育の徹底を図った。(R2:学識のある専門家と連携して実施) ・保健体育課HPに危機管理マニュアル作成に係わる情報を掲載	○					

2-4 組織で取り組む(共助)

2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する

107	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する ・出勤・帰宅時間帯の発災の場合は、自宅又は事業所・学校のいずれか近い方に向かうよう指示するなど、発災時間帯別対応の基本ルールを定めるよう啓発	●危機管理部、市町村	・府ホームページで啓発を実施 ・関西広域連合を中心に災害時帰宅困難者支援協定を締結したコンビニ事業者等へ、関西広域連合のステッカー・ポスターの配布を実施している	○					
108	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す 例)・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる ・企業内の備蓄等を整備する ・従業員に災害情報や公共交通機関の復旧情報を提供する体制を構築する	●危機管理部、市町村	・東京海上日動火災保険㈱と連携して、BCP策定を支援するワークショップを開催(3回、55社参加) ・旅館ホテル生活衛生同業組合と避難者への場所の提供に関する協定を締結	○					
109	○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る ・府災害ボランティアセンターにおける初動支援チーム育成 ・市町村災害ボランティアセンターの充実<全市町村センターで府センターと連携した設置運用訓練を実施>	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター	・市町村災害VC訓練支援(②5市町) ・トップセミナー(②0回) ・防災学習(②2回) ・初動支援チーム養成講座(②3回) ・人材育成研修(②8回)	○					
110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する	●危機管理部、市町村	・京都府災害ボランティアセンターに委託し、自主防災組織等を対象とした災害ボランティアのコーディネート等に係る研修を実施	◎					
111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する 例)・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員・学生の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員・学生の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進 ・新たな業態や地域サービスによる防災活動への支援 ・消防団応援の店登録店舗数の増加<令和6年度までの増加数 計500店舗>	●危機管理部、企業、大学、地域、市町村	・長田野工業団地で京都BCP(連携型BCP)の取組を開始、検討委員会で検討中。(H27～)、備蓄物の情報共有(H28)、ハザードマップの作成(H30～)、団地災害対策本部設置要領検討(R2) ・大学生の防災意識の向上と消防団の若手団員確保に向けた大学生消防防災サークル支援事業(京都学生FAST)を推進 ・大学でサークルを立ち上げ、消防団などと連携して防火・防災活動を実施 R2:13大学 消防団応援の店登録店舗数:R2 259店舗(R3.2現在) ・関西広域連合を中心に災害時帰宅困難者支援協定を締結したコンビニ事業者等へ、関西広域連合のステッカー・ポスターの配布を実施している	○					
112	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る<登録人数(総数) 180人>	●府看護協会	災害ナース登録者 122名 災害救援看護ボランティア登録者 157名	○					

2-5 行政が支援する(公助)

2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う

113	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する 例)・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修、家具固定の重点的な広報・啓発 ・災害被害を軽減する府民運動の展開	●危機管理部、知事室長G、市町村	きょうと府民だより、ラジオ、ホームページにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施。(平成27年度～)きょうと府民だより9月号において、耐震診断・耐震監修の推進、ブロック塀の点検などに係る啓発を実施。	◎					
114	○緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報について啓発する <(令和6年度までの5年間で)訓練での広報を12回、講演等を40回実施する>	●京都地方気象台	・防災訓練、講演、WEBを通じて緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報について、普及活動を実施 防災訓練:R2 0回 講演:R2 1回(資料のみ)	○					
115	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する	●危機管理部、京都地方気象台、市町村	・府ウェブサイトにも南海トラフ臨時情報に関するページを掲載 【気象台】・防災訓練、講演、WEBを活用した津波警報・注意報の周知や津波防災の広報・啓発活動の実施	○					
116	○全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する	●市町村、危機管理部	・R3.3 全5市町で津波ハザードマップを公表	◎					



番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
117	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害警戒区域の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年パネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、危機管理部	・土砂災害警戒区域：ホームページで公開。最新データに順次更新。 ・土砂災害・浸水ハザードマップ：対象市町村作成、周知。 ・土砂災害警戒区域、浸水想定区域：マルチハザード情報提供システムにより公表。最新データに順次更新。 ・土砂災害防止法住民説明会：指定に先立ち順次開催。 ・洪水、土砂災害対策啓発：毎年パネル展等を開催。	◎					
118	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施	●危機管理部、市町村	令和2年度 ・賞味期限が切れる備蓄物資を有効活用(道の駅、府立植物園、府立学校等で配布)、家庭での備蓄を啓発 ※COVID-19により講演会等を活用した啓発を実施できず	○					
119	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める <令和5年度までに全ての防災重点ため池(625・612池)のハザードマップを作成する>	●農林水産部、市町村	・ハザードマップ作成状況 (R2)85箇所(集計中)	○					
120	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・毎年表彰を行う	●危機管理部	令和2年度 ・京都府消防定例表彰式(R3.3.21)で「安全功労者表彰」(1名)と自主防災活動表彰(5団体)を実施	◎					

2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する

121	○自主防災リーダーの育成を府と市町村が連携して進める ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●危機管理部、市町村	・自主防災組織、市町村を対象とした京都府防災講演会を実施(R3.3.41名) ・マルチハザード情報提供システムを活用し、タイムライン作成支援ワークショップを実施(R2:1地域) ・市町村職員等を対象とした起震車操作員講習会 R2:COVID-19により中止	○					
122	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣	●危機管理部、市町村	危機管理アドバイザーの派遣実績 R2 なし 出前語らい 危機管理部1回(災害対策課1回)	○					
123	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の支援	●危機管理部	・府総合防災訓練に開催地の自主防災組織や住民等が参加 ※COVID-19により実施できず ・各市町村において、消防団、自主防災組織等と連携した訓練の実施	○					
124	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●危機管理部、市町村、消防組合、企業	市町村等で実施される防災訓練への参加	◎					
125	○外国人が参加する訓練や外国人を支援する災害時ボランティア研修に継続して取り組む <現地災害多言語支援センター運営研修・訓練を実施する市町村数の増加> <災害時外国人サポーターの増加 令和6年度までに計50人> ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援する災害時ボランティアの研修を継続して実施する ・災害時外国人サポーター登録者を増加する ・災害時外国人サポーターのレベルアップ	●知事室長G、(公財)京都府国際センター、危機管理部、市町村	・災害時外国人支援ネットワーク会議 (R2) 3回 ・現地災害多言語支援センター運営研修・訓練 (R2) 1月に亀岡市で実施予定であったが中止 ・外国人留学生防災体験研修 (R2) 3大学・JICA 計9回 207名 ・府内企業等防災講座 (R2) 1企業 4回 4名(当初5回予定であったが1回は中止) ・災害時外国人サポーター研修 (R2) 3回 登録者数34名	○					
126	○全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する	市町村、●危機管理部	・R3.3 全5市町で津波ハザードマップを公表 ・1市で「津波防災の日」前後に個人対応行動を促す呼びかけを実施 ※ハザードマップに基づく訓練はなし	△					
127	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	●農林水産部、市町村	・システムを利用したため池防災伝達訓練を実施 (R2)22市町村	◎					
128	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ、●KDDI、●ソフトバンク等	【NTT西】・自治体総合防災訓練等にて啓発活動実施 2020年度は新型コロナ対応のため防災訓練等が全て中止・縮小となった。(H27:19、H28:19、H29:27 H30:17回 R2:0回 自治体への参画) ・NTT西日本HPにて掲載 【NTTドコモ】 ・HPにて掲載 ※令和2年度はコロナ禍のため防災訓練等での啓発無し 【KDDI】・京都府総合防災訓練(京丹後市)にて啓発活動予定だったが京都府庁での図上訓練になったため活動無し。 ・弊社HPにて掲載 【ソフトバンク】自治体防災訓練参加時にサービスについて啓発実施(継続対応)	◎					
129	○大学における消防防災サークルの立ち上げ、活動を支援する	●危機管理部、市町村	・大学生の防災意識の向上と消防団の若手団員確保に向けた大学生消防防災サークル支援事業(京都学生FAST)を推進 ・大学でサークルを立ち上げ、消防団などと連携して防火・防災活動を実施 R2 13大学	○					

2-6 多様な視点で取り組む

2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
130	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する 例)・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する ・自主防災組織等の関係団体に多様な視点を踏まえた防災対策を促す	●危機管理部、●市町村、NPO等、地域	・女性等多様な視点での防災対策意見交換会を開催 ・女性等多様な視点について地域防災計画への反映(H27～)	◎					
131	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・府及び市町村の男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施<災害時女性相談サポーター養成講座受講者数 計75名> ・女性警察官の対応能力の向上	●府民環境部、●警察	・男女共同参画センターネットワーク会議を開催(令和3年3月23日) ・災害時女性相談サポーター養成講座受講者数 13名 ・女性被害者等に対する対応能力向上のための教養訓練の実施や研修会の活用(警察官全体を対象)	○					

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

3-1 住宅の安全対策を進める

3-1-1 住まいの耐震診断を進める

132	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る 例)・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等	●危機管理部、市町村	・府ホームページに地震被害想定を掲載し住宅の耐震化の啓発を実施(H29:「日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定」を掲載) ・南海トラフ地震臨時情報について府ウェブサイトに掲載 ・全市町村で地震ハザードマップを作成し啓発を実施 ・出前語らい事業にて耐震化について啓発	○					
133	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・関係業界団体と連携した普及・啓発を実施 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報	●建設交通部、市町村	・住宅耐震診断事業(助成制度)を推進 令和2年度 564戸実施(R3.1末時点) ・京都府住宅耐震診断事業について平成23年度から全市町村で実施 ・ホームページ、パンフレット、府民だよりによる広報 ・COVID-19の影響により関係業界団体と連携した普及・啓発は未実施	○					
134	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める <診断士数が少ない南丹地域、山城地域においても診断士登録講習会を実施>	●建設交通部、市町村	木造住宅耐震診断士を養成し、現在の登録者数1,638名 (H27 10名、H28 13名、H29 11名、H30 37名、R元7名、R2 0名(COVID-19の影響で講習会中止))	△					

3-1-2 住まいの耐震改修を進める

135	○木造住宅等の耐震改修を進める <令和6年度までに耐震化率を95%に近づける> ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換を実施し、より使いやすい耐震改修の支援を検討	●建設交通部、危機管理部、市町村	・住宅の耐震化率74.2%(H15年)→78%(H20)→81%(H25)→87%(H30) ・住宅の耐震化率については、建築物耐震改修促進計画でR7年 95%に設定 ・制度実施市町村 本格改修 全市町村で実施(H23年度以降) 簡易改修 全市町村で実施(H29年度以降) ・耐震改修補助件数 ①57戸、②176戸、③147戸、④269戸、⑤286戸、⑥183戸、⑦184戸、⑧188戸、⑨145戸、⑩214戸、R元204戸、R2 160戸(R3.1末時点) ・簡易改修補助件数 ①647戸、②464戸、③602戸、④868戸、⑤732戸、⑥764戸、⑦1,096戸、R元868戸、R2 615戸(R3.1末時点)	○					
136	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等によるリフォームの際の耐震改修等を啓発を実施する <耐震に関する啓発活動を5ヵ年で50回実施> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知	●建設交通部	・例年、開催及び参加をしている耐震イベントが、令和2年度はCOVID-19の影響でほとんどが中止。 <例年実施のイベント等> ・地震につよい住まいづくり推進フェア(H27,H28,H29,H30,R元) ・井手小学校出前講座(H27,H28,H29,H30) ・住宅なんでも相談会(H27,H28,H29,H30) ・各地のお祭り等で耐震フェア(多数開催) ・各地の防災訓練で耐震フェア(多数開催)	△					
137	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	●市町村、危機管理部	・耐震診断及び耐震改修実施 ・耐震化率 R1:87.1%	○					
138	○府営住宅の耐震化を進める ・耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や昭和45年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替や集約等を実施する <令和6年度までに向日台団地及び城南団地の工事着手>	●建設交通部	・H7年度にタイプ別(建築年次、構造形式)に代表的な住棟で抽出診断し、早急に改善を必要とする建物はないことを確認。 <R2年度> ・芥子谷団地(第II期)工事中 ・向日台団地 測量実施中	○					

3-1-3 室内の安全対策を進める

139	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める <家具固定率65%を目指す> <令和6年度までに減災化住宅(注)率を97%に近づける> (注)減災化住宅:地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルターについて情報提供、助成	●危機管理部、●建設交通部、市町村	・家具固定率 46.6%(R2) ※R2府独自調査 ・府職員出前語らい、地震に強い住まいづくりフェア、防災訓練等で耐震化と共に啓発を実施 ※R2はCOVID-19により中止 ・府ホームページにて家具の固定化等、居住空間の安全確保に関する内容を掲載 ・耐震シェルターの補助制度を創設(H28) ・実施市町村 23市町村(令和2年3月末時点) ・補助件数 ①4件、②2件、③2件、R元0件、R2 1件(R3.1末時点) ・平成30年度から、高齢者等の居住条件を撤廃	○					
-----	---	-------------------	--	---	--	--	--	--	--

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
140	○府民による室内安全対策(家具の固定化、ガラスの飛散防止)の取組状況を調査する	●危機管理部	R2 アンケート調査を実施 ・家具固定率 46.6%	◎					

3-2 地震後の住まい再建の最適化を進める

3-2-1 災害後の仮住まいを確保する

141	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める ・応急仮設住宅の供与に係るマニュアルを作成する ・応急仮設住宅の供与にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●危機管理部、市町村	・応急仮設住宅供給マニュアルの作成に着手	○					
142	○公営住宅の提供体制を整備する ・住宅システム「住まいる7」で空き住戸を常時把握する ・管理センターと連携し修繕状況を把握する	●建設交通部、市町村	・住宅システム「住まいる7」で空き住戸を常時把握 ・管理センターと連携し修繕状況を把握	○					
143	○発災時の賃貸住宅提供のための体制を整備する <マニュアルに則した訓練を実施する>	●建設交通部、●危機管理部、市町村	令和2年度 ・賃貸住宅関連団体と連携し、応急仮設住宅供給マニュアルを作成(R3完成予定) ・賃貸住宅関係団体との災害時応援協定を修正して締結 ・市町村への説明会を実施	○					
144	○発災時の応急住宅建設のための体制を整備する <マニュアルに則した訓練を実施する> ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う	●建設交通部、●危機管理部、健康福祉部、市町村	・年度候補地の更新作業実施(市町村照会等) ・応急仮設住宅建設マニュアルの作成に着手 ・(一社)プレハブ建築協会と京都市との三者協定締結(R3.4.1)	○					

3-2-2 住まいの再建を支援する

145	○地震保険の普及啓発を図る	●危機管理部	・府ホームページにて地震保険の普及啓発を実施 ・国へ創設の要望を実施 ・地域活性化包括連携協定に基づく普及啓発について、損害保険会社との協議を実施(R2)	○					
-----	---------------	--------	---	---	--	--	--	--	--

4 行政等の災害対応策の向上を図る

4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める

4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する

146	○府災害対策本部を備えた危機管理センターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する	●危機管理部、総務部、政策企画部、施設所管部局、消防組合	R5年稼働に向けて、R2年度は基本構想を作成。R3で基本計画を作成予定。	○					
147	○市町村災害対策本部機能の代替施設(耐震化済みのもの)を確保する	●市町村、危機管理部	・23市町村で代替施設を確保(R2末)	○					
148	○京都府災害時応急対応業務マニュアルを整備し、実効性を確保する ・各業務分野ごとのマニュアルの策定 ・マニュアルの随時見直し ・運用訓練の実施	●危機管理部	令和2年度 ・応急仮設住宅供給マニュアルを作成(R3完成予定)、作成済みの項目について、令和元年台風第19号及びCOVID-19を踏まえた修正を実施。 ・災害時応急対応業務マニュアルに基づき図上訓練を実施(9/1)	○					
149	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担について実効性を確保する ・役割分担に沿った訓練を行う ・役割分担を随時見直す	●危機管理部	令和2年度 ・動員計画に基づいた図上訓練を実施(9/1)	○					
150	○災害時に応急対応を行う手順をまとめた業務マニュアルの作成等を行う	●市町村	・18市町村で作成済み(R2末)	○					
151	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する	●市町村、危機管理部	・定期的に見直しを実施	◎					
152	○南海トラフ地震防災推進計画を見直し・改善する ・南海トラフ地震臨時情報への対応を反映させる	●市町村	・推進地域内の全市町村で計画を策定済み。 ・府計画における南海トラフ地震臨時情報への対応を踏まえ、各市町村計画へ反映。	○					
153	○業務継続計画の実効性を確保する ・執務室が使用不能となった場合の代替施設の確保 ・非常用自家発電機の燃料確保	●危機管理部	・協定に基づき、執務室が使用不能となった場合の代替施設を確保済み ・石油連盟との協定に基づき、非常用自家発電機の燃料確保体制を構築済み	○					
154	○地域防災計画及び業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する ・訓練を実施する	●危機管理部、全部局	・事業継続計画の見直しを実施中(R3改定予定) ・災害時応急対応業務マニュアルに基づき図上訓練を実施(R2)	○					
155	○全市町村の地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	●市町村	・25市町村において記載(R2)	○					
156	○全市町村において、業務継続計画を策定する ・策定した市町村は、内閣府のガイドラインを踏まえて改定する ・訓練を実施する	●市町村	・25市町村においてBCPを策定(R2)	○					
157	○活断層ごとに地震発生時の被害様相を想定した地震防災対策を検討して地域防災計画に反映させる	●危機管理部、市町村	・地震調査研究推進本部による「活断層の地域評価」の動きを踏まえて実施。	△					
158	○計画、マニュアル、資料が一体となった分かり易い地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する	●危機管理部	・地域防災計画(一般対策計画編、震災対策計画編、原子力災害対策計画編、事故対策計画編、資料編)を修正。	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
159	○津波避難計画策定指針に基づき、沿岸市町で地域ごとの津波避難計画を作成する	●危機管理部	・津波避難計画策定指針を策定し、沿岸市町に説明(H29) ・津波避難計画の作成について今後検討予定(4市町)、予定無し(1町)	△					
160	○沿岸市町で地域防災計画における津波避難対策を強化し、要配慮者等が利用する避難促進施設を定める ・沿岸市町地域防災計画に、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所・避難経路、津波避難訓練、避難困難者利用施設を定める ・避難困難者利用施設を避難促進施設に指定、又は管理協定を締結して避難促進施設とする	市町村、●危機管理部	・指定緊急避難場所の見直し等、沿岸市町の地域防災計画における津波避難対策を強化 ・2市で避難促進施設を検討 ※3市町は対象施設なし ・日本海地震・津波調査プロジェクト 京都府地震・津波防災地域研究会に参画し、関係機関との連携を強化(H29-R2)	○					
161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・緊急参集訓練の実施(年1回) ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●危機管理部	職員メール回答訓練を実施:1回(R2)	◎					
162	○災害対策活動の初動体制を整備する ・初動対応訓練の実施 ・緊急参集チームの実効性の確保	●危機管理部、市町村、防災関係機関	・職員参集訓練を実施 ・動員計画に基づき、地震対応訓練を実施	◎					
163	○職員の安否確認体制の確立	●危機管理部	・各部局においてBCPの連絡体制を確認 ・25市町村においてBCPを策定(R2)	○					
164	○職員用備蓄を進める	●危機管理部	災害対応要員の備蓄を含めた災害救助用備蓄物資整備費として予算計上、備蓄を実施	◎					
165	○京都府災害時応急対応業務マニュアルに基づく実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練(年1回)の実施 ・災害時応急対応業務マニュアルに基づく地震対策図上訓練(年1回)を実施し、災害時の対応を検証・改良 ・各防災関係機関・団体・社内訓練への参画	●危機管理部、市町村、防災関係機関	・災害時応急対応業務マニュアルに基づき地震対策図上訓練を実施。 ・COVID-19により総合防災訓練及び各機関の訓練が中止・延期された	◎					
166	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	●危機管理部	府庁BCPに基づき、停電時も自家発電機が機能。関係団体との協定に基づき燃料を確保。限定的な機能による訓練は実施。 ・京都BCPライフライン連絡会にて、停電時に優先復旧・臨時供給を行うべき重要施設をリスト化し、府・市町村等が所有する発電機を貸出する体制を整備した。	○					
167	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施 ・ライフライン確保に係る訓練の実施	●危機管理部、市町村、防災関係機関	・ライフライン事業者等の参画により地震災害対応訓練の実施	○					
168	○複合災害を想定した訓練を実施する	●危機管理部	・COVID-19により複合災害を想定している総合防災訓練延期	△					
169	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部	・災害対策本部立ち上げ訓練実施、令和2年度(12/10実施済)、その他職員安否訓練実施済(徒歩参集訓練、災害伝言ダイヤル訓練、防災用品取扱訓練) ・内閣府主催の現地派遣訓練へ積極的に参加予定	◎					
170	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の災害対応基礎研修の実施(年1回) ・市町村幹部職員を対象とした幹部職員研修の実施(年1回) ・被災者支援業務や要配慮者支援等、各災害対応業務に係る研修の実施	●危機管理部、市町村	市町村職員を対象とした災害対策本部の情報処理に係る研修を実施(R2)	◎					
171	○近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所	令和2年度 ・近畿財務局総合防災マニュアルの改訂(8月) ・防災訓練の実施(災害対策支部立ち上げ訓練、緊急参集要員向けの説明会、安否確認)(9月)	◎					
172	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における機関横断的な非常時対応の内容を確認	●近畿財務局京都財務事務所	令和2年度 ・全入居官署を対象とした消防訓練の実施(11月) ・入居官署や機械設備保守業者との打合せを実施(随時)	○					

4-1-2 通信の手段を確保する

173	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●危機管理部	・府防災行政無線利用機関 計120機関 平成27年度:医療機関4機関を追加 ・府庁及び総合庁舎でJ-ALERT受信機整備(H22) ・J-ALERT新型受信機に更新整備済(H30)	◎					
174	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	●危機管理部、市町村	・デジタル無線導入市町村:同報系17市町村、移動系11市町村 ・令和元年度:精華町(同報系)が導入	○					
175	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●危機管理部	・定期点検・障害復旧対応等を実施 ・消防防災無線(国交省回線)IP化工事完了(H31.3)	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
176	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁:消防防災無線、国交省:マイクロ無線、自衛隊:自衛隊無線、警察:警察無線、消防:消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JR西日本:鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察、●府内消防本部、●JR西日本	【警察】・警察本部新庁舎への災害等対策拠点整備に関する通信機器等の新設 ・無線中継所における局舎・鉄塔・電源設備等の定期点検及び非常用発電機のオーバーホール実施 ・防災連絡無線及び衛星携帯電話等の災害に備えた無線機点検を実施	◎					
177	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(災害用伝言ダイヤル171の開設等) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	●NTT西日本、NTTドコモ	【NTT西】・移動電源車の整備及びポータブル衛星の配備完了 平成27年度 ・事前設置型特設公衆電話の行政様折衝中(設置場所・台数) 平成28年度 ・府内全市町村に対し事前設置型特設公衆電話説明を実施、開通工事を実施。 平成29～令和元年度 開通工事を実施。設置完了17市町 工事中3市町(R元.10月末) 令和2年度 開通工事を実施。設置完了19市町、工事中4市町。 【NTTドコモ】 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・南海トラフ地震対策 太平洋沿岸部に大ゾーン基地局、中ゾーン基地局を設置 ・電源強化 自家発電機の設置、蓄電池容量の強化、移動電源車の増備 ・車載型無線基地局の増備配備 ・災害用伝言板サービス、復旧エリアマップの提供 ・自治体への衛星携帯電話の貸出	○					
178	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備、増強 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI	・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出(※京都府では実績なし)	◎					
179	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・伝送路の多ルート化 ・災害用伝言ダイヤルの開設 ・電源確保 ・通信孤立回避	●ソフトバンク	下記対応継続対応 ・重要通信の確保⇒輻輳時には網規制を実施し重要通信確保します ・伝送路の多ルート化⇒基幹伝送路はRING構成にて冗長化済み ・災害用伝言ダイヤルの開設⇒災害時には災害伝言ダイヤル開設します ・電源確保⇒重要拠点には非常用発電機設置済 ・通信孤立回避⇒長期エリア支障が見込まれる場合は移動無線車等にて通信孤立回避します	◎					
180	○災害発生時に自治体へ移動通信機器を貸与する体制を維持する	●近畿総合通信局	・衛星携帯電話等の通信機器を整備 ・整備した通信機器の保守・点検の実施及び自治体等への周知及び搬送体制の強化	◎					
181	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・緊急時の連絡体制の強化(さらなる通信設備の整備)	京都中央郵便局、●府トラック協会	【京都中央郵便局】・災害時優先電話を確保し、緊急時にも連絡が取れるようにしている。 ・災害発生時の緊急連絡先を各事務室に掲出し、すぐに連絡が取れるようにしている。 【府トラック協会】 ・テレビ会議システムの導入(各府県トラック協会によるネットワーク) ・他府県の状況を踏まえ、会員企業との緊急時の連絡体制の強化について検討	◎					
182	○警察無線の運用訓練を実施する ・本部代替施設の通信機能の向上 ・孤立可能性地域での通信確保訓練を実施	●警察	・本部代替施設で災害用回線による通信機器の確立訓練を実施 ・無線中継所の電源喪失を想定した非常用電源車による電源供給訓練を実施	◎					
183	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●危機管理部、●市町村、消防組合、●自衛隊、●近畿地方整備局等	・孤立可能性のある集落で通信手段あり 89.9%(H29) ・府独自に調査実施 府内の孤立可能性集落 466集落(H29) 【警察】・警察無線の更新に伴い、各種機能を活用した通信確保訓練を検討 ・衛星システムを活用した臨時中継機による通信確保訓練の検討	◎					
4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める									
184	○新たな総合防災情報システムの整備を行う <令和3年度までに整備>	●危機管理部	・訓練や実際の災害対応をふまえ、随時システム改修を実施 ・総合防災情報システムの更新(R1:基本設計、R2:詳細設計・本体構築) ・R3年4月1日運用開始	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
185	○新たな総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●危機管理部、市町村	・京都府水害対応訓練(H27.6、H28.6、H29.6、H30.6、R元.6、R2.6)において、防災情報システムを活用して情報共有・情報集約を行う訓練を実施。 ・R3年度より、防災関係者向けのシステム習熟訓練・研修を進める。	○					
186	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●政策企画部、危機管理部、建設交通部	・平成27年6月に「きょうと災害報告アプリ」の運用を開始	◎					
187	○民間企業がICT・AI技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する	●危機管理部	・新総合防災情報システムと連携させた新たな活用方法について、検討を進める。 ・ヤフー株式会社との連携について協議を実施	△					

4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する

188	○防災・防犯メール登録者数の拡大 <登録者10万人を目指す>	●危機管理部、市町村	登録数: 56,533人(H28.3)、60,152人(H29.3)、63,612人(H30.3)、69,728人(R1.3)、76,889人(R2.3)	○					
189	○地デジを活用して情報を提供する	●政策企画部	行政情報提供システムの運用を継続 ・河川砂防情報システムの河川水位・雨量データ・河川防災カメラ画像や避難関連情報などを府内放送事業者へ提供し、地上デジタル放送のデータ放送を通じて、府民に防災情報等を提供	◎					
190	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長G、危機管理部	災害時広報業務マニュアル(危機事象発生時における対応マニュアル)に基づいた訓練を国民保護共同図上訓練 職員研修会で実施。	◎					
191	○全国瞬時警報システムにより、緊急地震速報の府民への伝達体制を整備する ・府立施設の放送設備との連動 ・府民への伝達体制整備	●危機管理部、市町村	整備完了(H22)、→新型受信機更新整備完了(H30) ・「防災情報府民共有システム」の整備により、国民保護情報を防災・防犯メールにより配信(H25～)	◎					
192	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話(メール機能を含む)、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●危機管理部、市町村	・客観的避難基準(津波、土砂災害、水害):全市町村で作成完了 ・全市町村でハザードマップをホームページに掲載 ・携帯電話(防災・防犯メールなど)を使った伝達体制を確保 ・土砂災害危険箇所:府ホームページで公開済み ・Lアラート(公共情報モンス)への情報発信を継続し、情報伝達訓練を年2回実施(R2:1回)	◎					
193	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況	●危機管理部、国、●建設交通部、市町村、●府民環境部	・京都BCPの取組の一環として、災害時におけるライフライン事業者との情報共有体制を整備(H28～)	◎					

4-1-5 応援・受入体制を強化する

□ 防災関係機関との連携・応援体制を強化する

194	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●危機管理部、市町村、防災関係機関	・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理調整会議、京都府対策ネットワーク会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を年1回以上開催 ・COVID-19により書面開催等で対応(R2)	○					
195	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・関係機関実施訓練への積極的な参画	●危機管理部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO	・京都府総合防災訓練、近畿府県合同防災訓練、関西広域応援訓練実施 ・COVID-19により、京都府総合防災訓練は延期したが、関係機関も参画して地震対応図上訓練を実施(R2)	○					
196	○災害時応援協定の締結等民間企業・団体との協力を強化する ・応援協定の締結、拡大 ・実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施	●危機管理部、市町村、ライフライン事業者等、●警察	・協定締結先との警察署機能移転訓練の実施 ・新たな代替施設と警察署機能移転協定を締結 ・車両提供、宿泊施設提供について協定を締結(R2)	◎					
197	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援受援体制を強化する ・広域応援受援に係る訓練の実施又は訓練への参加 ・対策要員の確保	●危機管理部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局	【警察】・和歌山県内において、南海トラフ地震による被害を想定した、近畿管区広域緊急援助隊(滋賀、兵庫、大阪、奈良、和歌山)合同訓練に参加	◎					
198	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する <すべての事務所において、防災エキスパートとの意見交換会を毎年開催する>	●近畿地方整備局	引き続き調査と防災エキスパートとの意見交換会を実施。	○					
199	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施	●NTT西日本、NTTドコモ	【NTT西】・防災会議への参画 R2:防災会議2回 ・NTT京都グループでの総合防災演習の実施 R2:2回実施 ・NTT西日本グループ防災訓練の参加 R2:2回実施 ・BCPライフライン連絡会への参加 【NTTドコモ】 ※関西エリアの実績数 ・NTTグループ総合防災訓練1回(令和2年度) ・外部機関との訓練2回(令和2年度)	◎					

□ 広域的な災害に備える

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
200	○広域防災活動拠点の運用の実効性を確保する ・広域防災活動拠点開設訓練の実施	●危機管理部、建設交通部、防災関係機関	・広域防災活動拠点開設訓練の実施(R2)	◎					
201	○国や地方公共団体(遠隔都道府県含む)との連携強化を進める ・国や遠隔都道府県との広域応援調整に係る訓練等を実施	●危機管理部、防災関係機関	・関西広域連合と九州知事会(H23)、関東九都県市(H25)、中国知事会(H29)及び四国知事会(H29)との相互応援協定を締結 ・国による物資調達・輸送調整等支援システムを使用した訓練に参画(R2)	○					
202	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域的な応援体制を強化する	●危機管理部、防災関係機関	・「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」を府災害時応急対応業務マニュアルに反映 ・関西広域応援訓練にて、関西広域連合構成府県との連携体制を確認：物資搬送訓練(R2.12月)	○					
203	○関西広域の連携訓練を実施する ・関西広域連合及びその他地域連合による連携訓練への参画 ・関西広域連合及び構成府県との応援調整訓練等の実施	●危機管理部	・関西広域応援訓練物資搬送訓練(R2.12月)を実施	○					
204	○広域避難に係る計画等について、関係機関と連携し、実効性を向上させる ・関係機関との訓練の実施(年1回) ・広域避難に係る避難元・避難先マッチング市町ごとの個別具体的な課題調整 ・訓練や調整結果を踏まえた広域避難計画等の見直し	●危機管理部	令和2年度 ・原子力総合防災訓練の実施(11/29)	○					

4-1-6 府民への広報活動を確立する

205	○被害者に家族等の安否情報を提供する体制を確立する	●危機管理部	消防庁が国民保護のため整備した安否情報システムを活用することとし、市町村職員を含め訓練を実施。	○					
206	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●危機管理部、建設交通部	府ホームページにより、河川・雨量情報、土砂災害警戒システム、道路情報を提供。	◎					

4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上させる

4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる

207	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施	●危機管理部、●市町村、●警察、消防組合、●自衛隊、●海保、●近畿地方整備局等	【警察】・機動隊と航空隊の連携強化及び救助技能向上を図るため、定期的なホイス訓練の実施体制を構築	○					
208	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村	【警察】・災害救助用資機材を追加整備 ・小型重機を追加整備(予定)するとともに、操縦要員の訓練を実施 ・ドローンを追加整備するとともに、操縦要員の訓練を実施 【日赤】衛星電話及び救護活動用PCの整備 【近畿地方整備局】・災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車、対策本部車)の追加整備 ・簡易遠隔操縦装置(バックホウ用)の新規整備	◎					
209	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練・研修等の実施(総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等)	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村、●JR西日本京都支社	【警察】・京都府地震災害対応図上訓練に参加 ・京都駅におけるテロ対策共同訓練を実施 ・鉄道事故対応合同訓練に参加 ・市区町村防災訓練に参加 ・京都府警察大震災警備訓練を実施 ・全警察署で署情に応じた震災対応訓練を実施 【日赤】京都府原子力総合防災訓練及び第八管区海上保安部と日赤兵庫庫支部が合同で行った訓練に、職員を派遣した。 【近畿地方整備局】記載なし 【JR西日本】・テロ対応・避難誘導訓練：R2 COVID-19により中止	◎					
210	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実(装備、本部体制、指令) ・連携強化(消防業務の共同化や救急・救助に係る相互応援等) ・府立消防学校の機能充実	●危機管理部、市町村、消防組合	・「消防力の整備指針」に基づく整備充足率(R1) 消防ポンプ自動車数 89.1%、はしご自動車 84.4% 救急自動車 89.9%、消防職員 79.6% ・広域化については、消防本部に対し情報提供等の支援を実施 ・大規模な自然災害が頻発、市町村域を超える対応が求められる時代で、京都府全体の災害対応力の強化を図るため、府市消防学校について、平成29年度から「初任教育」をはじめ消防職員に対する教育訓練を共同化。	○					
211	○個人情報保護の観点も踏まえ、市町村と連携して、安否不明者等の氏名等の公表のあり方を検討する	●危機管理部	全国知事会において、死者・安否不明者の氏名等の公表の在り方について協議され、府としても一定の基準を示すよう意見書を提出。その後、全国知事会からガイドライン集が示され、引き続き検討中。	○					
212	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●危機管理部、市町村	・府独自に調査実施 府内の孤立可能性集落466集落(H29)	○					

□ 災害時の医療体制を整備する

213	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関	基幹災害拠点病院と連携し、研修会を実施	○					
-----	---	----------------	---------------------	---	--	--	--	--	--

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
214	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針の実効性を高める ・SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実について検討する	●健康福祉部、日赤等医療機関	SCU資機材の点検を実施	○					
215	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(計64チーム以上)を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関	京都DMAT隊員新規養成研修は見送りとなったが、代わりに既受講者の技能向上を目指す研修を実施	○					
216	○災害時の医療・救護体制を整備する ・医療圏ごとに地域災害連携協議会を開催し、訓練等を通じて災害医療体制の充実を図る ・救護班の派遣体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)	●健康福祉部、府医師会、危機管理部	・京都市において新たに地域災害連携協議会を設置 ・医師会と連携し、JMAT養成研修を実施	○					
217	○災害時医療救護活動マニュアル及び四師会による協定に基づいた訓練・研修を実施する	●府医師会	・京都府医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会との「JMAT京都編制にかかる四師会による災害時の医療救護活動に関する協定」の締結、研修会実施(R1)	◎					
218	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る<全医療圏で入力訓練を実施する>	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合	・基幹災害拠点病院を中心にシステム研修を実施 ・地域災害連携協議会において災害研修を実施	○					
219	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保 ・協定締結団体との情報共有・意見交換の場の設置	●危機管理部	関西広域応援訓練に参加(R2)	◎					
220	○関西広域連合と連携してドクターヘリを共同運行する ・関西広域連合内及び隣接県等との連携の充実を	●健康福祉部	・京滋ドクターヘリの導入(H27.4.28) ・運航件数 342件(R2末:府内3機分)	○					
221	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する	●健康福祉部	・災害用医薬品備蓄の契約団体及び衛生材料等優先供給の協定締結団体の災害時搬送体制を確保するため、緊急通行車両の追加・拡充を実施(H27～R2) ・災害時緊急通行車両について、優先通行が可能な届出済証を交付 ・臨床検査薬の優先供給に関する協定を締結(H27.7.1)	○					
222	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる(府看護協会) ・JMAT京都(日本医師会災害医療チーム)や行政主催の防災訓練への参加、研修の開催等により、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会	・防災訓練への参加 3回(JNA主催1回、京都市2回) 参加者数 延138名 ・災害支援ナース研修 3回 参加者数 52名 ・災害支援ナース・災害支援看護ボランティア登録者向けフォローアップ研修 1回 参加者数 45名	◎					

□ 亡くなられた方の対策を行う

223	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、健康福祉部	・新型コロナ禍において、関係機関等との連携を強化するための各種訓練は未実施 ・遺体対策等については機会教養に努め、心情を理解した対応を徹底 ・(一社)日本DMORTと、災害等発生時における死亡者家族の支援と平素の教養訓練に関する協定を締結(R3.3)し、連携した支援体制を構築	○					
224	○埋火葬広域連携体制を確保する <訓練実施により広域火葬計画の実効性確保>	●健康福祉部	訓練の実施方法について検討	△					
225	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部	遺体の処理・搬送において関係団体(京都中央葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会)と協定を締結している。	◎					

4-2-2 被災者の生活対策を支援する

□ 避難所の整備・円滑な運営を行う

226	○全市町村で指定避難所の整備状況を把握し、機能強化を実施する ・各避難所の整備状況の把握 ・整備が進んでいない避難所の機能強化 <市町村に対する整備方針のアドバイス> <避難所整備に係る補助金の支給等>	●危機管理部	・避難所等緊急実態調査の実施、市町村別の調査報告書の作成、報告会の開催(R2) ・避難所等確保緊急促進事業費補助金の支給(R2)	◎					
227	○避難所の耐震化を進める <耐震化率100%を目指す>	●危機管理部、施設所管部局、教育庁、市町村	・耐震化率 R2 96.2%(3,625/3,767) ※防災拠点となる公共施設のうち、文教施設、県民会館・公民館等、体育館、その他の合計	○					
228	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館、商業施設、寺社等民間施設の活用について検討を進める	●市町村、危機管理部、商工労働観光部	・協定の締結等により公的施設や民間施設の活用を推進(寺社、私立学校、ホテル、商業施設、企業等を避難所等に指定) ・京都府旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」を締結	○					



番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
229	○各市町村に応じた災害時における車中泊避難対策を進める ＜「熊本地震を踏まえた車中泊避難対応検討会」取りまとめ（平成29年3月）を踏まえ、全市町村で地域に応じた車中泊避難対策を推進する＞ 例）大規模駐車場など車中泊避難場所のリストアップ ・車中泊避難場所における運営マニュアルの整備 ・車中泊避難者の状態把握 ・エコノミークラス症候群防止を初めとした環境整備及び健康対策の実施	●市町村、危機管理部	・R3.1に意向確認のための意見照会を実施。 ・車による避難・安全確保の考え方を整理 ・市町村に対し、車中避難場所のリストアップを依頼中	○					
230	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水が確保できる体制を整備する	●危機管理部、市町村	第5次地震防災対策五箇年事業計画を策定し、整備目標を設定 緊急遮断弁（1ヶ所）：整備済み（H28） 浄水型水泳プール（1ヶ所）：整備済み（H30）	◎					
231	○総合防災情報システムの改修に当たり、AI・IoTを活用した迅速・的確な被災状況把握に活用する	●危機管理部、政策企画部	・被災状況や避難所の開設状況を地図上に表示して把握できる機能を付加してシステムを構築（R2）	○					
232	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアル等を作成する ・避難所運営の長期化に備え、自主防災組織等と連携して、あらかじめ避難所運営方法についてルールを定めておく	●市町村、健康福祉部、●危機管理部、府民環境部、地域	・COVID-19を踏まえた避難所運営についてガイドラインを提示（R2） ・避難所等緊急事態調査により避難所運営体制を調査（R2） 住民主体、地元に移行、地元と協力による指定避難所運営：12市町村 地元の協力を得ることになっている：8市町村	○					
233	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●危機管理部	・避難所運営訓練を実施する府総合防災訓練の延期（R2） ・各市町村でCOVID-19を踏まえた避難所運営訓練を実施（R2）	○					
234	○男女共同参画の視点での避難所運営について普及啓発を行う ・避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等・府民へ周知・啓発する ＜避難所設営体験講座 計25回＞	●府民環境部	・避難所設営体験講座 2回実施	○					
235	○避難所のWi-Fi環境を維持する ・避難所に指定されている府立施設においてWi-Fi環境を維持する	●政策企画部	・避難所に指定されている府立施設にWi-Fi環境を整備し、維持・継続している。 ・京都BCPライフライン連絡会にて、大規模停電時において避難施設へのWi-Fi機器等の設置について取決めした。	◎					
236	○ペット同行避難体制を確立する ・ペット同行避難に向けた飼い主への普及啓発 ・災害時動物救護マニュアルの普及 ・各避難所でのペット受入方法の確立	●健康福祉部、市町村	動物愛護週間事業として放映したテレビ番組においてペットの災害対策について啓発を行なった。	○					
237	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察	・被災地、避難所に対するパトロール等、警戒警備を実施	◎					
<b>□ 保健・衛生対策を実施する</b>									
238	○住民、避難者の健康管理体制を確保する ＜府保健師活動マニュアル等に基づいた訓練を実施する＞ ＜すべての市町村において、保健所と連携した災害時保健活動体制を確立する＞	●健康福祉部、危機管理部、市町村	・保健所・市町村統括保健師長を対象に、府保健師活動マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル（R2策定）を参考とした各市町村ごとの避難所運営マニュアルの策定について協議	○					
239	○被災地、避難所等の衛生環境を確保する ・衛生環境維持対策の支援体制の維持 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及 ＜会議・研修会におけるガイドラインの普及啓発 25回＞	●健康福祉部、危機管理部、市町村	自治体職員や特定給食施設従事者等に対し、災害時に備えた食の安全確保対策についての研修会を開催することにより、ガイドラインの普及啓発を行った。（R2:7回）	○					
240	○被災者のメンタルケアの充実を図る ＜DPATを30名養成する＞ ・DPAT活動マニュアルを作成する ・他府県等、外部からの派遣、支援の受援体制を強化する ・他府県等、外部への派遣支援の応援体制を維持する	●健康福祉部	DPAT養成研修を実施し、20名養成	○					
241	○断水時に尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める ・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施する ・断水時に簡易トイレの提供を応援協定締結団体に要請することを確認する	●府民環境部、市町村	協定締結団体との災害時の応援協定に関する勉強会を実施。	○					
242	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの適正処理の推進	●府民環境部、市町村	京都府PCB廃棄物処理計画に基づき、高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査を実施しており、平時における府内潜在量の削減に取り組んでいる。	○					
<b>□ 電力を確保する</b>									
243	○停電発生時に避難所の電力を確保する体制を構築する ・停電発生時は、重要施設リストに基づき電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電電機との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電電機の貸与の順に検討する体制を構築する	●危機管理部	・京都BCPライフライン連絡会取りまとめ集に、重要施設リストに基づく電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電電機の貸与の順に手順を記載。 ・重要施設リストを随時更新	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
244	○一般家庭、中小事業者、避難所等に自立分散型エネルギーリソースを整備する ・太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用システム、燃料電池システム等の普及促進 ・補助事業や低金利融資制度の実施 ・太陽光発電設備の自立運転機能の活用周知	●府民環境部	・家庭及び事業者向けに、太陽光発電設備と蓄電池の同時設置に対する助成を実施(実績:家庭向け約2300件(H28~R2)、事業者向け認定件数58件(H27~R2)) ・家庭向けの太陽光発電設備等導入に対する低利融資制度を実施(融資実績:589件(H23~R2)) ・令和2年12月に条例改正を行い、事業者向け自立型再エネ設備認定に災害時の地域開放要件を追加。	◎					
245	○電気自動車等の貸与に係る協力的体制の強化等を図る ＜協定活用マニュアルの見直し＞ ＜図上訓練の実施＞ ・電気自動車等の展示により活用方法を周知・啓発する	●府民環境部	・R2.11.25 京都オートヨタ(計8社)と「地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定」を締結し、協力的体制の強化等を図った。京都オートヨタと協定活用に関する運用を相談中。 ・R3年度に京都オートヨタと連携して給電車両展示等による啓発を実施予定。	○					

□ 帰宅困難者対策を実施する

246	○ターミナル駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する 例)・一時退避場所、一時滞在施設の確保 ・訓練等の実施	●危機管理部、市町村	・旅館ホテル生活衛生同業組合と避難者への場所の提供に関する協定を締結(R2) ・帰宅困難者避難誘導訓練を実施(R2)	○					
247	○関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、関西広域連合と連携して帰宅支援対策を推進する 例)・バス等代替輸送の体制整備 ・帰宅困難者への情報提供体制整備等	●危機管理部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等	関西広域連合と連携して帰宅支援対策を、引き続き、推進。	○					
248	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、災害時帰宅困難者支援協定(帰宅支援ステーション)の実効性を確保する	●危機管理部、市町村	・協定締結事業者を通じて、帰宅困難者への情報提供及び水・トイレの提供体制を整備(府石油商組合と災害時帰宅困難者協定締結、関西広域連合を通じて大手コンビニ全社等の事業者と災害時帰宅困難者支援協定を締結)	○					
249	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●危機管理部	・コンビニエンスストア・飲食店等の事業者と協定を締結:24事業者11,395店舗(R2、関西2府6県) ・京都府石油商業組合(ガソリンスタンド)等の災害時帰宅困難者協定(H16)	◎					

4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う

250	○避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	●健康福祉部、市町村、危機管理部	・要配慮者名簿整備済(既存名簿含む) 全市町村 ・平常時から要配慮者情報の関係機関との共有(本人同意した者のみ) 全市町村	○					
251	○要配慮者の避難体制を確保する ・全市町村で個別避難計画を策定する	市町村、健康福祉部、●危機管理部	・避難支援全体計画策定 全市町村(H26済) ・個別避難計画 令和元年度 策定済 6市町村、一部策定済み 14市町村、策定中 6市町村	○					
252	○避難所における要配慮支援を進める ・要配慮者支援が必要な全ての小学校区で福祉避難所等を設置する<100%>	●健康福祉部、市町村	・福祉避難所を設置すべきと判断される小学校区数のうち福祉避難所設置済み:69.5%	○					
253	○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する	●健康福祉部、市町村	・要配慮者を含んだ避難訓練の実施支援 ※R2はCOVID-19により実施見送り。	△					
254	○福祉避難サポートリーダーを養成する	●健康福祉部、市町村	・福祉避難サポートリーダー研修 ②37人(延べ1,635人養成)	○					
255	○災害派遣福祉チーム(京都DWAT)を養成する	市町村、●健康福祉部	・京都DWAT養成研修の開催 R2 オンライン(養成数:146人)	○					
256	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があることに周知及び啓発を行う	●健康福祉部	・27年度 集団指導5会場、実地指導379箇所 ・28年度 集団指導5会場、実地指導492箇所 ・29年度 集団指導5会場、実地指導606箇所 ・30年度 集団指導5会場、実地指導559箇所 ・元年度 集団指導5会場、実地指導546箇所 ・2年度 集団指導についてはHPIに資料掲載・WAM-NETで周知、実地指導については毎年6月に全国調査において集計	◎					
257	○土砂災害防止法等に基づき、要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を支援する ・講習会の開催 ・実地での作成支援 ・先進事例の紹介	●建設交通部	・講習会:市町村等からの要請に応じて開催 ・作成支援:国、市町村と連携し対面で作成を支援 ・先進事例:市町村との担当者会議で事例紹介	○					
258	○令和6年度までにすべての避難促進施設が避難確保計画を作成し、要配慮者の津波避難を促進する	事業者、●危機管理部	・2市で避難促進施設を検討(対象施設抽出済み) ※3市町は対象施設なし	△					
259	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネジャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部	・全障害者健康福祉圏域(6圏域)にゼネラルケアマネジャー(7名)を配置し、市町村における相談事業を支援	◎					
260	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・家庭支援総合センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	●健康福祉部	身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
261	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・京都府発達障害者支援センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	●健康福祉部、市町村	発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施	○					
262	○意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆者)の養成を進める ・必要な避難所へのコミュニケーション支援機器の整備等を検討する	●健康福祉部、市町村	・手話通訳者等意思疎通支援を行う者の養成を継続して実施 (手話通訳者登録者数 R2末:559人) (盲ろう者の通訳介助員登録者数 R2末:369人) (要約筆者登録者数 R2末:479人) ・要支援者のコミュニケーション支援機器の市町村整備を支援 (4市町)	○					
263	○外国人住民のための生活相談事業、日本語教育推進事業を実施する ・生活相談事業(多言語による生活相談の実施) ・地域における日本語教育の推進(地域日本語教室の支援等) ・「やさしい日本語」の普及啓発	●知事室長G、(公財)府国際センター、市町村	・「京都府外国人住民総合相談窓口」での相談実績1,904件(R3.3月末時点) ・新たな日本語教室の開設支援 ・日本語学習支援者養成講座 ・日本語学習支援者スキルアップ研修会 ・「やさしい日本語」の府政での活用促進受講者数51名 ・「やさしい日本語」の市町村行政での活用促進市町村の住民対応窓口担当職員等との情報交換会 2回 参加者数19名 ・「やさしい日本語」講習会(R2)5市 8回 延べ235名	○					
264	○災害時に備え、駐日外国公館等との連絡体制を維持する	●知事室長G	・外務省大阪分室や領事館等と連携し、安否情報等の連絡体制を維持。 ・外務省からの外国人被災者に係る問合せ対応窓口として災害対策課を登録(R2)	◎					

4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う

265	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、ニーズを踏まえて適切に備蓄を運営・管理する	●危機管理部	避難者(28万人)の生命・健康維持の観点から発災後24時間以内に必要重点備蓄品目を府・市町村協働で備蓄。	◎					
266	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」等に基づき、市町村が必要な備蓄量を整備する ＜すべての重点備蓄品目について全市町村の合計充足率100%を目指す＞	市町村、●危機管理部	・充足率:市町村 食糧:297.1% 水:189.3% 毛布:68.5% 簡易トイレ:338.4%	○					
267	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する	●危機管理部、●府民環境部	生活必需品や応急復旧資材等の調達可能数量調査を実施 ・協定締結事業者 20業者(令和2年度実施) ・災害救助資源配分連絡会議を開催し、災害発生直後に供給計画を作成して物資等を市町村に供給することを確認(R2)	◎					
268	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を確保する	●危機管理部、市町村、近畿運輸局	関西広域応援訓練にて、物資応援に係る訓練を実施(R2)	◎					
269	○民間物流事業者の協力を得ながら救援物資の配送体制を構築する	●危機管理部	大手民間事業者との協議により、救援物資の拠点設置、配送の体制、運営についてルールを取り決め(R1)	◎					
270	○総合防災情報システムにおいて、各避難所における物資の充足状況を情報共有する備蓄物資管理システムを整備する	●危機管理部	総合防災情報システムにおいて備蓄管理機能を構築(R2)	○					
271	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	●府トラック協会	・災害時応急対応業務について、府マニュアル、市町村向け標準マニュアルを作成。その中で、物資集配の具体的手順をまとめるとともに、大手民間事業者との協議を実施(H30)	○					
272	○災害時の対応能力を向上させる(府トラック協会)・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会	・保有車両数の一覧表を作成し、定期的に更新	◎					
273	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を再編する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与 ・既存の備蓄倉庫の見直し	●危機管理部	・府内11カ所での備蓄体制を整備済み 向日町競輪場、乙訓総合庁舎追加(R1) 旧総合資料館廃止、府立京都スタジアム追加(R2)	○					
274	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●危機管理部、●市町村	・各市町村で備蓄倉庫を整備 R2:八幡市で設置、京田辺市、京丹波町で設置予定	◎					
275	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	●市町村	・第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、1カ所を整備済み。	◎					
276	○緊急輸送関連施設(交通管制施設)の整備を進める ・輸送経路の渋滞緩和に対応に必要な交通流監視カメラ、交通情報板を計画的に更新	●警察	令和2年度 ・交通流監視カメラ更新 2基 ・交通情報板更新 2基	◎					
277	○応急給水の確保体制を整備する ・給水車の整備 (例)・井戸水利用の促進	●府民環境部、危機管理部、市町村	・各水道事業者において、災害時等の応急給水対応に備え、給水車を保有 ・水道事業者間で災害発生時における相互応援(応急給水等)協定等を締結 ・水道事業者間で緊急連絡管を設けて協定を結び相互供給体制を構築 ・各水道事業者の給水車等の保有状況の情報共有	◎					

4-2-5 NPO・ボランティアと連携する

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
278	○災害ボランティア活動の情報発信を強化する ・災害ボランティアセンターにおける情報発信訓練の実施	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター	・ホームページ、Facebookにより災害ボランティアセンターの活動や取組を広報(通年)(府災害ボランティアセンター) ・「防災とボランティアの日」に合わせて、セミナーやイベント等を実施(府、市町村災害ボランティアセンター)、記者発表(府)	○					
279	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・復旧資機材の充実・倉庫の整備	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部	・常設型災害ボランティアセンターの設置 17市町村 ・協定締結型災害ボランティアセンターの設置 9市町村 ・災害復旧資機材倉庫の整備 ※府内7箇所(設置済:綾部、亀岡、南丹、京田辺、京丹後、舞鶴、木津川)	○					
280	○地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援する「災害時連携NPO等ネットワーク」が災害発生時に活動するスキームを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●政策企画部	・府内で自然災害が発生した際に、NPO等の高度な専門性や豊富な現場経験を生かした中長期的な支援活動と、加盟団体が相互に助け合う仕組みづくり「災害時連携NPO等ネットワーク」を設立 令和2年度「withコロナ時代における災害時の助け合いや危機管理を考える」をテーマとしてシンポジウムをオンライン配信方式で開催	○					
281	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局	国有林防災ボランティア登録者6名(今年度は、台風や大雨による被害がほとんどなかったため、派遣依頼なし。)	◎					

4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う

282	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電力の臨時供給体制の整備	●危機管理部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等	・京都BCPライフライン連絡会取りまとめ集に電力の臨時供給について記載し、連絡会を継続して開催	○					
283	○災害時の交通対策体制を確立する ・大規模停電を想定した信号機復旧訓練の実施 ・外部電源による給電対応の整備 ・応援協定の実効性確保に係る訓練の実施	●警察	・関係機関・団体との連絡調整(交通対策の確保)を図り、台風等風水害による停電を想定した信号機復旧訓練及び外部電源による給電対応等の訓練を北部(綾部、福知山及び舞鶴市)及び南部(宇治及び京田辺市)地域において訓練(実地及び図上)を実施(令和2年7月)	◎					
284	○京都市水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する ・マニュアルを活用した訓練を実施する	●府民環境部	・平成21年9月に改訂した府の水道震災対策行動マニュアルについて、水道事業体別の給水車や資機材の保有状況等の資料を更新するとともに、マニュアルの見直しに着手	○					
285	○全市町村で水道に関する地震対策マニュアルの整備を目指す	市町村、●府民環境部	・水道に係る地震対策マニュアルを整備している市町村:12市町村(H30年度末)	○					
286	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年)	●JR西日本京都支社	R1年度 列車事故復旧訓練 1回実施(吹田) R2年度 列車事故復旧訓練 1回実施(WEB)	◎					
287	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定)	●WILLER TRAINS	防災対策規程を廃止し、鉄道事故及び災害応急処置要領に統一するなど災害時等救助に至るまでの本部設置体制や招集レベルの明確化を行った。運転取扱実施基準規程や災害時運転取扱手続等があり、災害発生時に被害を最小限にとどめるべく体制及び復旧を目的とした規定があるためマニュアル策定は行わない予定ではあるが、策定するならば内容的にはどういった形にすかなど検討は継続していきたい。	○					
288	○実践的な防災訓練を実施する(沿線関係機関やJRとの合同訓練も実施)	●WILLER TRAINS	前年度地震計の増設設置を行う共に自社内での各職場内机上訓練等を継続。しかし今年度においては新型コロナウイルス感染症もあり、JRを含め他機関との合同的な訓練は実施するに至らなかった。	△					
289	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施(年1回以上)	●関西電力	南海トラフ巨大地震を想定した情報連絡訓練を実施した。	◎					
290	○地震訓練等を実施(年1回)する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガス	・9月を地震対策強化月間とし、全社地震訓練を実施 ・7月に資器材の点検整備を実施 ・7月に安否確認訓練を実施	◎					
291	○地震想定訓練を実施(年2回)する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練(復旧訓練、炊き出し訓練等)の実施	●府LPガス協会	予定していたがCOVID-19のため中止	△					
292	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る(府LPガス協会) ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府LPガス協会	令和2年10月京都中部エリアをカバーする中核充填所で実施	◎					
293	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員・顧客の救助活動・避難誘導等を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局	・会社として「防災業務計画」を定め、防災体制の確保を図っている。また、本計画の中で郵便業務の確保や窓口業務の維持についても規定している。 ・年1回の避難訓練実施時に、お客様の避難誘導訓練をあわせて行うことになっている。 ・社員の安否確認システムを導入し、年に1回以上訓練を行っている。	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
294	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定、見直し(関西電力、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本、NTTドコモ-関西、KDDI、ソフトバンク) ・災害時初動対応体制の充実	●ライフライン事業者	【関西電力】事業が継続できるよう災害対策基本法等に基づき、有事の際の体制や対策組織の運営、外部機関との協調などを定めた「防災業務計画」を作成し、公表 【NTT西】 ・事業継続計画の策定 ・事業が継続できるよう災害対策基本法等に基づき、有事の際の体制や対策組織の運営、外部機関との協調などを定めた「防災業務計画」を作成し、公表 【NTTドコモ】 NTTグループ防災業務計画をHPで公表(令和2年8月改定) 【KDDI】・事業継続計画の策定を行い、定期訓練を行うことで都度見直しを行っている。 【ソフトバンク】事業継続のためのBCPプラン作成済 【大阪ガス】・事業継続計画の策定、見直し 【LPガス協会】事業継続計画の策定 防災業務計画の作製	◎					
295	○府等及び各ライフライン事業者が連携したライフライン供給体制を整備する ・府等及び各ライフライン事業者による連絡会を定期的に開催 ・連携内容を取り決め、訓練等により連携体制を強化する	●危機管理部、ライフライン事業者	・京都BCPライフライン連絡会を継続して開催(R2) ・取りまとめ集を作成し、また地震災害対応訓練にライフライン機関も参加(R2)	○					
296	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・Wi-Fi AP及び充電器貸出⇒避難所	●KDDI、●NTTドコモ、●ソフトバンク	【KDDI】熊本豪雨等、全国で以下を実施 ・移動機貸出 ⇒ 復興団体等 ・Wi-Fi AP及び充電器貸出 ⇒ 避難所等 【NTTドコモ】 ・移動機貸出 ⇒ 復興団体等 ・充電器貸出 ⇒ 避難所 【ソフトバンク】避難所を含む各所からの養成に応じて移動機の貸出しフロー整備済	◎					

4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う

297	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村	被災建築物応急危険度判定 ＜登録者数:2,270名(R3.2.5時点)＞ ・令和2年度 公務員を対象に被災建築物応急危険度判定士講習会を開催予定(COVID-19の影響で規模縮小) ・近畿・京都府被災建築物応急危険度判定協議会に参加し他府県及び市町村との連携を強化。  被災宅地危険度判定 ・被災宅地危険度判定連絡訓練、被災宅地危険度判定士養成講習会を開催(令和2年度) ・新たに判定士60名を登録＜計850名＞(R2.4.1現在)講習会等を毎年実施し、定着化している。	○					
-----	--	------------	--	---	--	--	--	--	--

4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う

298	○被災者に対する円滑な家屋被害認定体制を整備する ・家屋被害認定調査及び罹災証明書発行に係る研修及び訓練の実施(年1回) ・被災者生活再建支援業務マネジメント研修を実施 ・各市町村の被災者生活再建業務体制の整理	●危機管理部、京都大学防災研究所、市町村	・家屋被害認定調査及び罹災証明発行に係る研修及び訓練 家屋被害認定調査研修:R2 1回 罹災証明発行訓練:R2 COVID-19により中止 被災者生活マネジメント研修:R2 COVID-19により中止 ・罹災証明様式の統一	○					
-----	--	----------------------	---	---	--	--	--	--	--

4-2-9 災害後の仮住まいを確保する(再掲)

	再掲(3-2-1)								
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

4-2-10 生活再建を支援する

299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者生活再建支援システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施	●市町村等、●危機管理部、●健康福祉部、●商工労働観光部	・災害救助法の運用等に関する市町村説明会にて、法制度や適用時の留意点等を周知(R2書面開催) ・被災者生活再建支援システムの担当者研修を実施(R2 1回:罹災証明様式の統一等について説明) ・罹災証明書発行訓練(R2 COVID-19により中止)	○					
300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援 ・地域安全情報の提供	●府民環境部、市町村	・府民協働防犯ステーション活動経費の支援(警察と共管):運営費等総額7,146千円、297ステーション、参画団体2,156団体(R2.12月末時点) ・府民協働防犯ステーション実践型講習会の開催:府内3箇所、参加人数230人 ・「ビューティフル・ウィンドウズ運動」の実施:13回、参加人数227人 ・安心安全サポート事業所の拡大推進:登録事業所数1,094事業所(R2.12月末時点) ・「子ども・地域安全見守り隊」の活動支援(資機材交付、ボランティア保険掛金助成):府内164校、173団体(R2.12月末現在) ・防犯・犯罪情報メール(子供安全情報)の配信:402件(R2.12月末現在)	◎					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
301	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等、また悪質商法等の消費者被害等に関する相談や啓発など総合的な被害者支援の実施	●警察、●府民環境部	【警察】・警察安全相談員(会計年度任用職員)に対する研修を実施 ・教養資料の配付等による効果的な相談活動の推進 ・(公社)京都犯罪被害者支援センター、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)との連携強化、京都府犯罪被害者支援連絡協議会の運営等、社会全体で被害者を支える、総合的な被害者支援体制の確立を推進 【府環】・地域などの集まりに消費生活の安心・安全に関する講座の講師を派遣。(ニーズに合わせてDVDの送付やオンライン講座も開催)	◎					
302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局	・平時から京都ジョブパーク(京都市南区)及び北京都ジョブパーク(福知山市)を中心に、市町村、関係機関と連携しながら、雇用対策を推進。発災時にもこれに準じて実施。 ・京都ジョブパークに設置した東日本大震災就職支援等特別窓口(平成23年3月31日)を震災関連就職支援等特別窓口に変更(H30)。』	○					

4-2-11 廃棄物処理を進める

303	○災害廃棄物処理計画を改善する ・必要に応じて府の計画の見直し・改善を行い、訓練を実施する ・市町村の計画策定を支援する<全市町村で計画策定>	●府民環境部、市町村	・市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援として、アドバイザー派遣等を実施。 ・災害廃棄物処理計画策定 12市町村	○					
304	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保 ・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施	●府民環境部、市町村	・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議 R2 COVID-19により中止	△					
305	○汚泥処理に関する体制の強化を進める ・関係機関と連携した広域処理体制の構築	●府民環境部 ●建設交通部、市町村	・京都府汚水処理広域化・共同化会議の中で、災害時の緊急時汚泥相互受入体制の構築について検討(R2)	△					

5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する

5-1 企業・大学の業務継続を確立する

5-1-1 京都全体のBCPを進める

306	○府内の行政、関係団体、金融機関、ライフライン機関、専門家等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・関係機関による連絡会、意見交換会の実施 ・BCPに係る訓練の実施 ・セミナー、企業交流会の開催	●危機管理部、商工労働観光部、企業等経済団体	・京都BCP推進会議開催(H26~) ・京都BCP行動指針を改正(R2) ・京都BCP企業交流会を開催(R2) ・地元金融機関、ライフライン事業者で図上訓練を実施(金融機関:各行が幹事行を経験したことから、R2年度は休止)	○					
307	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●危機管理部、各金融機関	・意見交換会を開催し、相互応援協定の具体的内容について協議(R2 2回)	◎					
308	○地域や業界における災害の情報共有や相互応援等の連携型BCPを拡大する	●危機管理部	・長田野工業団地にて、連携型BCP研修会の開催、団地災害対策本部の設置等について協議(R2)	○					
309	○社会貢献・社会的責任として防災に取り組む企業と連携する 例)・企業との協定締結 ・関係企業による連絡会の実施	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	・(株)トヨタレンタリース及び(株)リパティ、旅館ホテル生活衛生同業組合との協定締結 ・(株)京滋マツダとのR3協定締結に向け協議実施	○					
310	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	・東京海上日動火災保険㈱と連携して、BCP策定を支援するワークショップを開催(R2 3回、55社参加) ・帰宅困難となった従業員対策について、「災害対応の総合的な検証」報告書にとりまとめ、府HP等に反映・改善	○					
311	○企業における事業継続体制を確保する <中堅企業の過半数で策定を目指す> ・企業における事業継続計画の策定、訓練の実施 ・関西広域連合と連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会・策定支援ワークショップ等の開催 ・初動の危機対応に重点を置いたBCPのひな形を提示	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	・BCP策定済み中堅企業:31.8%(H29国調査) ・包括連携協定を締結した東京海上日動火災保険㈱と連携して、BCP策定を支援するワークショップを開催(R2 3回、55社参加)	○					
312	○中小企業のBCP等の策定を支援する ・商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画を認定<全ての商工会議所、商工会(市町村)について認定> ・中小企業に対し、事業継続力強化計画の策定を啓発・支援	●商工労働観光部、危機管理部、商工会議所・商工会、市町村	・事業継続力強化支援計画策定済み商工会等:3団体	○					
313	○医療機関における連携型BCP(医療連携BCP)を確立する	●危機管理部、健康福祉部	・地域医療BCP連携について、京都大学防災研究所・医学部と協議実施(R1) ・地震対応図上訓練に京都大学医学部が参画(R2)	○					
314	○病院におけるBCPの策定を推進する ・病院向けにBCPの策定支援をする ・BCPを策定した病院で訓練を実施する	●健康福祉部	例年、病院向けにBCPの策定研修を実施しているが、今年度はコロナ禍により開催できず。	△					
315	○下水道を有する市町村で下水道BCPを見直す<令和6年度までに全市町村で見直し>	●建設交通部、市町村	【2017マニュアルに基づく下水道BCPの見直し率】 基準値:11/24*100=45.8%(R元.5月末) 令和2年度実績:13/24*100=54.1%	○					
316	○大学における防災体制を強化する	●危機管理部、大学、文化スポーツ部	・府内大学へ「防災に関する計画」策定状況調査を実施(R2) 策定済み:75.8% 策定中:21.2% 予定あり:12.1% 予定なし:0%	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
317	○大学における事業継続体制を確保する	●危機管理部、大学、文化スポーツ部	・府内大学へ「事業継続計画」策定状況調査を実施(R2) 策定済み:19.4% 策定中:8.6% 予定あり:42.9% 予定なし:22.9% 知らなかった:2.9% その他: 5.7% ・各大学にBCP等作成を促す文書を発出	○					

5-2 地域の業務継続を確立する

5-2-1 地域の活力を維持する

318	○復興対策本部の設置について地域防災計画に規定する	●危機管理部	京都府地域防災計画に規定(H26)	○					
319	○復興対策本部の委員をあらかじめ決めておく	●危機管理部	・復興対策本部の委員について、関係部局間で調整中	△					
320	○あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備に取り組む	●危機管理部、市町村、防災関係機関等	・復興計画の内容について、関係部局間で調整中	△					
321	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進 ・府「地域交響プロジェクト交付金」により自主防災組織の活動を多面的に支援	●危機管理部、市町村、政策企画部	・地域交響プロジェクト支援事業交付金による事業の支援 R1 305件	○					

6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する

6-1 京都のイメージを守る

6-1-1 観光客等を保護する

322	○災害時における観光客保護対策を進める <全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する> (例)・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施 ・観光連盟・観光協会と連携・情報共有	●危機管理部、商工労働観光部、京都市、●市町村、警察、防災関係機関等、観光協会等	・協定の締結等による一時滞在施設の確保 6市町村 ・京都駅帰宅困難者対策訓練に参加 ・京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会への参画 ・旅館ホテル生活衛生同業組合と避難者への場所の提供に関する協定を締結(R2)	○					
323	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する (社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、 <del>府国際センター</del> における情報提供 ・放送事業者等との連携強化(FMコロとの協定等) ・旅館・ホテル等へ観光連盟HPへのリンクをQRコードにより周知<毎年>	●知事室長G、 <del>(社)京都府国際センター</del> 、危機管理部、●商工労働観光部、京都市、市町村	・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・R2:COVID-19により、観光連盟HPへのリンクの周知は実施せず	○					
324	○関西広域連合「災害時の外国人観光客対策について」に基づき、関係機関と連携して外国人観光客対策を実施する (例)・近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等の関係機関との連携強化 ・多言語による情報提供 ・一時避難場所等の設置、避難誘導の実施	●危機管理部、●商工労働観光部	・構成府県市や関西観光本部などのホームページによる情報発信	○					
325	○外国人観光客向けに多言語で防災情報を提供する (例)・観光連盟ホームページによる提供 ・京都府総合防災情報システムによる提供 ・観光連盟ホームページ等へのアクセス案内の充実	●政策企画部、●商工労働観光部	・観光・防災情報共有アプリ「KYOTO Trip+」の利用拡大を継続 ・京都府国際センターによる「防災ガイドブック」や、観光庁監修の多言語による災害時情報提供アプリ「Safety tips」について府ホームページにおいて情報提供。 ・京都府観光連盟のホームページ(多言語対応)において、災害時等の交通情報を発信	◎					

6-1-2 観光産業を再興する

326	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	●商工労働観光部、京都市、市町村	・京都府観光連盟のホームページ(多言語対応)において、情報を発信	○					
-----	--	------------------	----------------------------------	---	--	--	--	--	--

6-2 「京都文化」を守る

6-2-1 伝統・文化を守る

327	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市が連携した防災対策の実施 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など)<東福寺とその周辺地域で総合的な防災体制を整える>	●教育庁、危機管理部、京都市、市町村、消防組合	・東福寺とその周辺地域を含む総合的な防災対策を進める協議会を平成27~30年度にかけて開催し、防災計画を策定。(府市参加) ・東福寺境内における消火設備・自動火災報知設備の更新を、国庫補助を受けて、令和2年度から6年度までの5か年事業として実施中。	○					
328	○文化財の耐震化、防火対策等を進める ・国および府の指定・登録・暫定登録文化財保存修理等への補助(歴史的建造物等保存伝承事業) ・「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく設備改修の実施 ・巡視による指定・登録・暫定登録文化財の適切な保護管理の指導助言(指定文化財等巡視事業) ・所有者の経費負担軽減	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者	・府指定・登録・暫定登録文化財等補助事業として14件の防災施設設置等の事業を実施。 ・国宝・重要文化財防災施設実施事業を9件実施。 ・国・府指定等文化財維持管理費補助事業として、防災施設の点検・維持等に対する経費の補助を実施。 ・文化財保護指導委員による国指定文化財等の巡視を実施	○					

番号	推進事業	担当部局等	実績	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
329	○文化財防災対策マニュアルを所有者等へ周知し、文化財防災対策を実施する ・防災設備の整備 ・文化財建造物の耐震診断、耐震対策 ・美術工芸品の転倒防止対策 ・避難計画策定 ・緊急時連絡体制の整備	●教育庁、危機管理部、京都市	・「文化財所有者のための防災対策マニュアル」は平成23年に[地震対策編・風水害対策編]、平成24年に[防火・防犯対策編]を策定、平成23年には説明会を開催の上で文化財所有者に配布・周知を行った。 ・その後は、府のホームページ(危機管理部消防保安課)等に掲載し、新指定文化財所有者等への周知を引き続き行っている。	○				
330	○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る ・データベースを随時更新し、最新の情報を整備する ・データベースを活用した実践的な訓練を実施する	●教育庁、京都市	・関係機関による「京都文化財防災対策連絡会」(通称 防対連)を開催し、新指定等の情報の共有化を図った。 ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近畿2府7県間における文化財建造物の目録等の交換を継続して実施。 ・平成24年に整備した京都市・市町村合同統合型地図情報システム(GIS)によるデータベースは、近年の追加情報の更新が未実施	○				
331	○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的実施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者	・「文化財防火デー」の実施の通知、「文化財防火デー」ポスターの関係機関・文化財所有者への配布を実施 ・文化財防災訓練等実施状況の報告、文化財防火運動の実施状況の調査を実施	○				
332	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する ・「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金等を活用した未指定文化財等の保護、修理、防災対策への補助 ・補助対象の拡大を文化財所有者へ周知する	●文化スポーツ部	・R2 補助金基金等事業交付決定額 18件 17,709円(レジエンス補填含む)。寄附金138件、16,881千円(1月末時点) ・補助対象の拡大 HPにて周知。市町村等関係機関へ通知	○				

◎ 107  
○ 204  
△ 21  
× 0  
計 332